

令和5年江南市議会6月定例会議案目録

令和5年6月8日

議案第38号	人権擁護委員の推薦について	P	3
議案第39号	江南市農業委員会委員の任命について	P	8
議案第40号	尾張北部環境組合規約の変更について	P	22
議案第41号	江南市ごみ処理施設建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について	P	25
議案第42号	江南市市税条例の一部改正について	P	28
議案第43号	江南市国民健康保険税条例の一部改正について	P	66
議案第44号	江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	80
議案第45号	江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	83
議案第46号	江南市火災予防条例の一部改正について	P	102
議案第47号	災害対応特殊救急自動車売買契約の締結について	P	111
議案第48号	救助工作車売買契約の締結について	P	113
議案第49号	令和5年度江南市一般会計補正予算（第2号）	P	115
議案第50号	令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	P	173
議案第51号	令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）	P	183
議案第52号	令和5年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）	P	199

報告第3号	令和4年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書について	P	216
報告第4号	令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	P	219
報告第5号	令和4年度江南市水道事業会計予算繰越計算書について	P	222
報告第6号	令和5年度江南市土地開発公社の経営状況について	P	224

令和5年議案第38号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 大池 健弘

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、人権擁護委員 大池健弘氏が令和5年9月30日任期満了するので、後任の者を推薦する必要があるからであります。

大 池 健 弘 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

人 権 擁 護 委 員 名 簿

(令和5年6月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	大池 健弘		自令和 2年10月 1日 至令和 5年 9月30日
	高田 愛子		自令和 3年 4月 1日 至令和 6年 3月31日
	仙田 桂		自令和 3年 7月 1日 至令和 6年 6月30日
	古田扶三子		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	佐口多寿枝		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	武馬 健之		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	宮川比佐子		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	葛西 直示		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	沢田富美夫		自令和 4年10月 1日 至令和 7年 9月30日
	柴田 広美		自令和 5年 4月 1日 至令和 8年 3月31日

(参 考)

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4及び5 （略）

6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第7条第1項第4号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

7及び8 （略）

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

令和5年議案第39号

江南市農業委員会委員の任命について

下記の者を江南市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 伊神 卓

生年月日

住 所

氏 名 鶴見 英司

生年月日

住 所

氏 名 佐分 力夫

生年月日

住 所

氏 名 柴垣 鉦造

生年月日

住 所

氏 名 小室 清光

生年月日

住 所

氏 名 鈴木 孝

生年月日

住 所

氏 名 後藤 乾治

生年月日

住 所

氏 名 泉 義昭

生年月日

住 所

氏 名 岩井 孝之

生年月日

住 所

氏 名 滝 邦夫

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、令和5年7月20日から令和8年7月19日までを任期とする江南市農業委員会委員を任命する必要があるからであります。

伊 神 卓 履 歷

住 所

生年月日

学 歷

職 歷

鶴見英司履歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

佐 分 力 夫 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

柴垣 鉦造 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

小室清光履歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

鈴木孝履歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

後藤乾治履歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

泉 義 昭 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

岩 井 孝 之 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

滝 邦 夫 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

（1）認定農業者である個人

（2）認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

農業委員会等に関する法律施行規則（抜粋）

（認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合）

第2条 法第8条第5項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に30を乗じて得た数を下回る場合（以下この条及び第5条第1項第4号において「認定農業者が少ない場合」という。）において、委員の過半数を法第8条第5項各号に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）又は次に掲げる者とするとき。

イ 認定農業者等であつた者

ロ～ヌ （略）

- （2）委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とする事とすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とするとき。

- （3）～（5） （略）

江南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

（抜粋）

（委員の定数）

第2条 委員の定数は、10人とする。

令和5年議案第40号

尾張北部環境組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定に基づき尾張北部環境組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、新たに生じる経費の支弁の方法について規定するため、規約を変更する必要があるからであります。

尾張北部環境組合規約の一部を変更する規約（案）

尾張北部環境組合規約（平成29年2月13日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第9条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域振興事業の実施に要する経費

ア 均等割 100分の15

イ 人口割 100分の85

第9条第2項に次の1号を加える。

(5) 地元協力金の交付に要する経費 当該年度の前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のごみ投入量割

附則第3項中「第9条第2項第3号」を「第9条第2項第4号」に改める。

附則第4項中「前項」を「前2項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

4 施設の管理開始後から第9条第2項第5号のごみ投入量の実績値が確定するまでの間、その期間の属する年度における地元協力金の交付に要する経費は、同号の規定にかかわらず、人口割によるものとする。

附 則

この規約は、令和5年8月1日から施行する。

(参 考)

尾張北部環境組合規約の一部を変更する規約（案）の新旧対照表

新	旧
(組合の経費の支弁の方法) 第9条 (略) 2 前項の負担金の負担の方法は、次に定めるところによる。 (1)及び(2) (略) <u>(3) 地域振興事業の実施に要する経費</u> <u>ア 均等割 100分の15</u> <u>イ 人口割 100分の85</u> (4) (略) <u>(5) 地元協力金の交付に要する経費</u> <u>当該年度の前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のごみ投入量割</u> 3 (略) 附 則 3 <u>施設の管理開始後から第9条第2項第4号のごみ投入量の実績値が確定するまでの間、その期間の属する年度における施設の管理に要する経費は、同号の規定にかかわらず、人口割によるものとする。</u> 4 <u>施設の管理開始後から第9条第2項第5号のごみ投入量の実績値が確定するまでの間、その期間の属する年度における地元協力金の交付に要する経費は、同号の規定にかかわらず、人口割によるものとする。</u> 5 <u>前2項の人口割の算定は、第9条第3項の規定を準用する。</u>	(組合の経費の支弁の方法) 第9条 (略) 2 同左 (1)及び(2) (略) <u>(3) (略)</u> 3 (略) 附 則 3 <u>施設の管理開始後から第9条第2項第3号のごみ投入量の実績値が確定するまでの間、その期間の属する年度における施設の管理に要する経費は、同号の規定にかかわらず、人口割によるものとする。</u> 4 <u>前項の人口割の算定は、第9条第3項の規定を準用する。</u>

令和5年議案第41号

江南市ごみ処理施設建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部
改正について

江南市ごみ処理施設建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市ごみ処理施設建設事業等基金について、ごみ処理施
設建設に係る地域振興事業の財源に充てるための積立て及び処分をすることができる
ようにするため、改正する必要があるからであります。

江南市ごみ処理施設建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市ごみ処理施設建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成30年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」を「、」に、「に要する」を「及び尾張北部環境組合が実施する地域振興事業に要する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市ごみ処理施設建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第2条 尾張北部環境組合が設置するごみ処理施設の建設に係る事業、<u>江南丹羽環境管理組合環境美化センターの解体に係る事業及び尾張北部環境組合が実施する地域振興事業に要する経費の財源</u>に充てるため、基金を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 尾張北部環境組合が設置するごみ処理施設の建設に係る事業<u>及び江南丹羽環境管理組合環境美化センターの解体に係る事業に要する経費の財源</u>に充てるため、基金を設置する。</p>

令和5年議案第42号

江南市市税条例の一部改正について

江南市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、森林環境税の賦課徴収方法について規定する等、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市市税条例の一部を改正する条例（案）

江南市市税条例（昭和30年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第33条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第35条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第40条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第42条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」

に改める。

第44条中「又は」の次に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「給与所得に係る特別徴収税額の」を「個人の市民税の」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第45条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第45条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第45条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第46条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第48条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第75条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第90条第1項及び第5項並びに第93条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第6条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第8条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第19項を削り、同条に次の1項を加える。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第8条の3第11項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第14条を削る。

附則第14条の2第3項中「附則第14条の2の3」を「附則第14条の2の2」に改め、同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第14条とする。

附則第14条の2の2を附則第14条の2とし、附則第14条の2の3を附則第14条の2の2とし、附則第14条の2の4を附則第14条の2の3とする。

附則第14条の2の5第3項を削り、同条を附則第14条の2の4とする。

附則第14条の2の6第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改

め、同項を同条第4項とし、同条を附則第14条の2の5とする。

附則第14条の3第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の3中「第10項、第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第18条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第37条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の江南市市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第75条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（新条例附則第14条の3第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第33条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第40条、第42条、第45条、第45条の2及び第45条の6の改正規定並びに附則第14条の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第14条の3第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第14条の3第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第35条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の江南市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき江南市市税条例第35条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において

「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和4年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第75条第1号エ及び附則第14条の3第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の江南市市税条例附則第14条及び第14条の2の5第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第14条第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第14条の2の5の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお

従前の例による。

(参 考)

江南市市税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第33条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条の3の2 (略)</p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定に</u></p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第33条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は<u>当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条の3の2 (略)</p>

新	旧
<p><u>よる申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p>	
<p><u>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p>
<p><u>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</u></p>	<p><u>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</u></p>
<p><u>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定</u></p>	<p><u>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定</u></p>

新	旧
<p>による申告書の提出の際に經由すべき 給与支払者が令第48条の9の7の2におい て準用する令第8条の2の2に規定する要 件を満たす場合には、施行規則で定め るところにより、当該申告書の提出に代 えて、当該給与支払者に対し、当該申告 書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情 報処理組織を使用する方法その他の情 報通信の技術を利用する方法であって 施行規則で定めるものをいう。次条第4 項及び第51条の9第3項において同じ。） により提供することができる。</p>	<p>による申告書の提出の際に經由すべき 給与支払者が令第48条の9の7の2におい て準用する令第8条の2の2に規定する要 件を満たす場合には、施行規則で定め るところにより、当該申告書の提出に代 えて、当該給与支払者に対し、当該申告 書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情 報処理組織を使用する方法その他の情 報通信の技術を利用する方法であって 施行規則で定めるものをいう。次条第4 項及び第51条の9第3項において同じ。） により提供することができる。</p>
<p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における <u>第4項</u>の規定の適用については、同項中 「申告書が」とあるのは「申告書に記載 すべき事項を」と、「給与支払者に受理さ れたとき」とあるのは「給与支払者が提 供を受けたとき」と、「受理された日」と あるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税の徴収の<u>方法等</u>)</p>	<p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における <u>第3項</u>の規定の適用については、同項中 「申告書が」とあるのは「申告書に記載 すべき事項を」と、「給与支払者に受理さ れたとき」とあるのは「給与支払者が提 供を受けたとき」と、「受理された日」と あるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税の徴収の<u>方法</u>)</p>
<p>第38条 個人の市民税は、第42条、第45条 の2第1項、第45条の5又は第51条の5の規 定により<u>特別徴収の方法</u>による場合を 除くほか、普通徴収の方法により徴収す る。</p>	<p>第38条 個人の市民税は、第42条、第45条 の2第1項、第45条の5又は第51条の5の規 定により<u>って特別徴収の方法</u>による場合 を除くほか、普通徴収の方法により<u>って</u>徴 収する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p><u>3</u> <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均 等割を賦課し、及び徴収する場合に併せ て賦課し、及び徴収する。</u></p>	
<p>(個人の市民税の納税通知書)</p>	<p>(個人の市民税の納税通知書)</p>
<p>第40条 個人の市民税の納税通知書に記</p>	<p>第40条 個人の市民税の納税通知書に記</p>

新	旧
<p>載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の県民税額及び森林環境税額の合算額</u>（第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p>	<p>載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び<u>県民税額の合算額</u>（第45条第1項又は第45条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第45条第1項又は第45条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p>
<p>第42条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う<u>森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。</u>）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p>	<p>第42条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p>
<p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外</p>	<p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外</p>

新	旧
<p>の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第35条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>	<p>の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第35条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>
<p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の</p>	<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の</p>

新	旧
<p>翌日から翌年4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>翌日から翌年4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>
<p>6 特別徴収の方法により、個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を</p>	<p>6 特別徴収の方法によって、個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額</p>

新	旧
<p>特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与、又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。</p>	<p>を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与、又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p>	<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p>
<p>第44条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式若しくは施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。</p>	<p>第44条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。</p>
<p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p>	<p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p>
<p>第45条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなっ</p>	<p>第45条 給与所得に係る特別徴収税額の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収さ</p>

新	旧
<p>た<u>場合には、特別徴収の方法により徴収</u>されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には<u>直ちに、普通徴収の方法により徴収</u>するものとする。</p>	<p>れないこととなった<u>場合においては、特別徴収の方法によって徴収</u>されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には<u>直ちに、普通徴収の方法によって徴収</u>するものとする。</p>
<p>2 法第321条の6第1項の<u>通知により変更</u>された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第45条の2 個人の市民税の納税義務者が</p>	<p>2 法第321条の6第1項の<u>通知によって変更</u>された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第45条の2 個人の市民税の納税義務者が</p>

新	旧
<p>当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（<u>特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるもの</u>として次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合<u>には</u>、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（<u>これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。</u>以下この条及び第45条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第42条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けな</p>	<p>当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（<u>特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるもの</u>として次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合<u>においては</u>、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第42条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受け</p>

新	旧
<p>いこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第39条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第45条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によ</p>	<p>ないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第39条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第45条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によ</p>

新	旧
<p><u>り徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></u></p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及び</p>	<p><u>よって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u></u></p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及び</p>

新	旧
<p>その申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>その申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>6～16 (略)</p>	<p>6～16 (略)</p>
<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の 手続)</p>	<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の 手続)</p>
<p>第48条 法人の市民税の納税者は、法第</p>	<p>第48条 法人の市民税の納税者は、法第</p>

新	旧
<p>321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
<p>3及び4 (略) (種別割の税率)</p>	<p>3及び4 (略) (種別割の税率)</p>
<p>第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略) エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの</p>	<p>第75条 同左</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略) エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの</p>

新	旧
<p>にあつては、その輪距のうち最大のもの) が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。) で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p>	<p>にあつては、その輪距のうち最大のもの) が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。</u>) で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p>
<p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>(2)及び(3) (略)</p>
<p>(たばこ税の申告納付の手續)</p>	<p>(たばこ税の申告納付の手續)</p>
<p>第90条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税</p>	<p>第90条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税</p>

新	旧
<p>金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第88条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第88条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第93条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、<u>施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式</u>による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p>	<p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第93条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、<u>施行規則第34号の2の5様式</u>による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p>
<p>第93条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第</p>	<p>第93条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第</p>

新	旧
<p>34号の2の5様式又は<u>第34号の2の5の2様式</u>による納付書によって納付しなければならない。</p>	<p>34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第6条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>第6条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2及び3 (略)</p>	<p>2及び3 (略)</p>
<p>(読替規定)</p>	<p>(読替規定)</p>
<p>第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15</p>	<p>第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附</p>

新	旧
<p>条から第15条の3の2まで<u>若しくは第63条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第8条の2 (略)</p>	<p>第8条の2 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>3 <u>法附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>4 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>4 <u>法附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>5 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>5 <u>法附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>6 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>6 <u>法附則第15条第26項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>7 <u>法附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>7 <u>法附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>8 <u>法附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>8 <u>法附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>9 <u>法附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>9 <u>法附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>10 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>10 <u>法附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>11 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定す</p>	<p>11 <u>法附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定す</p>

新	旧
る設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	る設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
13 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	13 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
15 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	15 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
16 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	16 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
17 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
18 (略)	18 (略)
	19 <u>法附則第64条に規定する条例で定める割合は、0とする。</u>
19 <u>法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第8条の3 (略)	第8条の3 (略)
2～9 (略)	2～9 (略)
10 <u>法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載</u>	

新	旧
<p><u>した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者)については、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p>	
<p><u>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定</p>	<p><u>10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定</p>

新	旧
<p>する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p>	<p>する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p>
<p><u>12</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>	<p><u>11</u> (略)</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p> <p><u>第14条 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第14条の2の5第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>
<p><u>第14条</u> (略)</p>	<p><u>第14条の2</u> (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを<u>附則第14条の2の2</u>の規定により読み替えられた第73条の7第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当</p>	<p>3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを<u>附則第14条の2の3</u>の規定により読み替えられた第73条の7第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当</p>

新	旧
<p>該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p>	<p>該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p>
<p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p>
<p><u>第14条の2</u> (略)</p>	<p><u>第14条の2の2</u> (略)</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p>
<p><u>第14条の2の2</u> (略)</p>	<p><u>第14条の2の3</u> (略)</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p>
<p><u>第14条の2の3</u> (略)</p>	<p><u>第14条の2の4</u> (略)</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>
<p><u>第14条の2の4</u> (略)</p>	<p><u>第14条の2の5</u> (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
	<p><u>3 自家用の3輪以上の軽自動車であって</u></p>

新	旧
<p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p><u>第14条の2の5</u> 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から<u>第4項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p><u>乗用のものに対する第73条の5(第2号に係る部分に限る。)</u>及び前項の規定の適用については、<u>当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p><u>第14条の2の6</u> 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から<u>第8項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車は<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

新	旧																		
<p>表 (略)</p>	<p>表 (略)</p> <p>3 <u>法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u> <u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="833 1014 1394 1314"> <tbody> <tr> <td><u>第2号ア(イ)</u></td> <td><u>3,900円</u></td> <td><u>2,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>第2号ア(ウ)a</u></td> <td><u>6,900円</u></td> <td><u>3,500円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>10,800円</u></td> <td><u>5,400円</u></td> </tr> <tr> <td><u>第2号ア(ウ)b</u></td> <td><u>3,800円</u></td> <td><u>1,900円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>5,000円</u></td> <td><u>2,500円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u> <u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="833 1982 1394 2040"> <tbody> <tr> <td><u>第2号ア(イ)</u></td> <td><u>3,900円</u></td> <td><u>3,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>	<u>第2号ア(ウ)a</u>	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>		<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>	<u>第2号ア(ウ)b</u>	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>		<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>	<u>第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
<u>第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>																	
<u>第2号ア(ウ)a</u>	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>																	
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>																	
<u>第2号ア(ウ)b</u>	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>																	
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>																	
<u>第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>																	

新	旧		
	第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
		10,800円	8,100円
	第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
		5,000円	3,800円
	<p>5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>		
	<p>6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の</u></p>		

新	旧
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける<u>3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）</u>（営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u></p>	<p><u>中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける<u>3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）</u>に対する第75条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>
<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u></p>	<p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字</u></p>

新	旧
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条の3 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車 が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第17条の3 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第39項、第43項若しくは第46項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第121条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p><u>句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条の3 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車 が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第17条の3 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第40項若しくは第44項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第121条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>

新	旧
<p>第18条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>第18条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>
<p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得</p>	<p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得</p>

新	旧
<p>金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第37条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。</p>	<p>金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第37条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。<u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u>)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。</p>

(参 考)

市税条例改正（案）の概要

1. 改正の目的

地方税法の一部改正等に伴い、森林環境税の賦課徴収方法について規定する等、所要の整備を図る必要があるからです。

2. 改正の概要

(1) 市県民税関係

- ①森林環境税（※）の導入に伴う規定の整備【第33条の9、第38条、第40条、第42条、第45条、第45条の2、第45条の6】

森林環境税の導入に伴い、賦課徴収方法、納税通知書の記載事項などの規定を整備する。

※森林環境税は令和6年度から課税される国税で、税率は年額1,000円となり、市が個人市民税の均等割と併せて賦課徴収を行う。

- ②扶養親族等申告書の記載事項の見直し

【第35条の3の2】

給与所得者の扶養親族等申告書について、前年に提出した申告書と異動がない場合には、記載の簡素化を図る。

(2) 固定資産税関係

- ①地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の見直し

【附則第8条の2、附則第8条の3】

大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税額について特例措置を創設する。

(3) 軽自動車税関係

①特定小型原動機付自転車（※）の車両区分創設に伴う規定の整備

【第75条】

種別割の税率について、ミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード）を除外する。

※特定小型原動機付自転車は、「道路交通法の一部を改正する法律」により新たに定義された区分で、一定の要件を満たす電動キックボードが令和5年7月1日から区分される。

②グリーン化特例（軽課）の延長【附則第14条の2の6（※）】

電気自動車等を取得した場合における種別割のグリーン化特例（軽課）について、適用期限を3年間延長し、令和7年度の取得分まで（25%軽減の対象については2年間延長し、令和6年度の取得分まで）適用する。

※改正前の条名で表記しています。

令和5年議案第43号

江南市国民健康保険税条例の一部改正について

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険事業の健全な運営を図るための課税限度額の引上げ、低所得者の負担を軽減するための軽減対象者の拡大等について、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

江南市国民健康保険税条例（昭和31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第12条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第13条中「次条」を「次条第1項」に改める。

第14条第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第12条第1項」を「第12条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項、第7項から第10項まで、第13項及び第14項中「第12条第1項の」を「第12条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の江南市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
(課税額)	(課税額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>220,000円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>220,000円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>200,000円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>200,000円</u> とする。
4 (略)	4 (略)
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>220,000円</u> を超える場合には、 <u>220,000円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。	第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>200,000円</u> を超える場合には、 <u>200,000円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>290,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>535,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>520,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保</p>

新	旧
<p>險税の課税の特例)</p> <p>第13条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<u>次条第1項</u>において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第13条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）及び」とする。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第</p>	<p>險税の課税の特例)</p> <p>第13条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<u>次条</u>において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第13条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）及び」とする。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇</p>

新	旧
<p>3号) 第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。) <u>又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p>	<p>3号) 第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。) <u>その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類の</u>提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p>
<p>附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における<u>第12条</u>の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における<u>第12条第1項</u>の規定の適用については、<u>同項</u>中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当</p>	<p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当</p>

新	旧
<p>所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第12条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第12条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第12条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第</p>	<p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第12条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第</p>

新	旧
<p>1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第12条の規定の適用</u>については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若</p>	<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第12条第1項の規定の適用</u>については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるの</p>

新	旧
<p>しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>は「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康</p>	<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康</p>

新	旧
<p>保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第12条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第12条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第12条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又</p>	<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第12条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中</p>

新	旧
<p>は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約</p>	<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租</p>

新	旧
<p>等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2</p>	<p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3</p>

新	旧
<p>第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

(参 考)

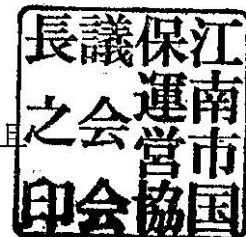


令和5年2月14日

江南市長 澤田和延様

江南市国民健康保険運営協議会

会長 古田嘉



江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について（答申）

令和5年2月10日付け4江保第240号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、2月10日開催の運営協議会にて、下記の結論を得ましたので答申します。

記

国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

国は、近年の社会保障制度改革で、「負担能力に応じた負担」を掲げており、今般、厚生労働省からは、現在合計102万円の課税限度額を令和5年度においては104万へと2万円引き上げる方針が示されたところである。

課税限度額は、被保険者の納付意欲に与える影響を考慮して設定されているものではあるが、相当の高所得者であっても、保険税の課税限度額しか負担しない仕組みとなっている状況を踏まえると、このたびの法定課税限度額の引き上げに準じて、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げることは、適当であると思われる。

令和5年議案第44号

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）等の施行に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

令和5年議案第45号

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）等の施行に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3

号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p>

新	旧
<p>数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>	<p>もの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>4及び5 (略)</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>	<p>4及び5 (略)</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>
<p>第7条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p>
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げ</p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号</p>

新	旧
<p>る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（受給資格等の確認）</p>	<p>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（受給資格等の確認）</p>
<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p>	<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p>
<p>第13条 （略）</p>	<p>第13条 （略）</p>
<p>2及び3 （略）</p>	<p>2及び3 （略）</p>
<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができ</p>	<p>4 同左</p>

新	旧
<p>る。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。</p>	<p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 同左</p> <p>ア 同左</p> <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 同左</p>

新	旧
<p>以下このイにおいて同じ。) が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>第25条第</u></p>	<p>(ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 同左</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>第25条の</u></p>

新	旧
<p><u>1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p>	<p>規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p>
<p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p>
<p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p>	<p>第20条 同左</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p>
<p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵</p>	<p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基</p>

新	旧
<p>守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子</p>	<p>準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>同号又は同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子</p>

新	旧
<p>ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p>	<p>ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p>

新	旧
<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保</p>	<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保</p>

新	旧
<p>育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>	<p>育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主</p>

新	旧
<p>団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等</u>（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条 （略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものと</p>	<p>団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等</u>（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条 （略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものと</p>

新	旧
<p>する。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを</p>	<p>ものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付</p>

新	旧
<p>含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる</p>	<p>認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、</p>

新	旧
<p>小学校就学前子ども」とあるのは「<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに</p>	<p>「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子</p>

新	旧
<p>該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>	<p>どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保</p>

新	旧
<p>育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>

令和5年議案第46号

江南市火災予防条例の一部改正について

江南市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正等に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

江南市火災予防条例（昭和38年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第11号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項中第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

（17）急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第11条の2第1項第15号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同号を同項第16号とし、同項第14号を同項第15号とし、同項第13号を同項第14号とし、同項第12号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同号を同項第13号とし、同項第11号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同号を同項第11号とし、同項第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同号を同項第6号とし、同項第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「こと。」の次に「ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。」を加え、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第2項中「並びに第2項（屋外に設けるもの（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）に限る。）」を削る。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項及び第2項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の江南市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

(参 考)










江南市火災予防条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする<u>自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）</u>にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする<u>自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第11号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）</u>に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

新	旧
<p><u>イ 分離型のもの</u>にあつては、<u>充電ポスト</u></p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポスト</u>にあつては、この限りでない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>コネクタ</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>コネクタ</u>が電気自動車等に接続され、<u>電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。</u></p> <p>(12) <u>急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(13) <u>コネクタ</u>について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。<u>ただし、コネクタに十分な強度を有するもの</u>にあつては、この限りでない。</p>	<p>(1) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>急速充電設備</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</u></p> <p>(11) <u>自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(12) <u>コネクタ</u> (<u>充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分</u>をいう。<u>以下この号において同じ。</u>)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。<u>ただし、コネク</u></p>

新	旧
	ターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
(14) (略)	(13) (略)
(15) (略)	(14) (略)
(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池 <u>(主として保安のために設けるものを除く。)</u> について次に掲げる措置を講ずること。	(15) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
ア～エ (略)	ア～エ (略)
(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池 <u>(主として保安のために設けるものを除く。)</u> を内蔵しないこと。	
(18) (略)	(16) (略)
(19) (略)	(17) (略)
2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。	2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号並びに第2項 <u>(屋外に設けるもの(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)</u> に限る。)の規定を準用する。
(喫煙等)	(喫煙等)
第23条 (略)	第23条 (略)
2 (略)	2 (略)
	3 <u>前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u>
3 第1項の消防長が指定する場所(同項第	4 同左

新	旧
<p>3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 (<u>健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く。)</u></p> <p>4 <u>第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</u></p> <p>5 <u>第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙の禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 (<u>併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)</u></p> <p>5 <u>前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙の禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災</u></p>

新	旧												
<p>予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6及び7 (略)</p> <p><u>別表第7</u> <u>削除</u></p>	<p>予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6及び7 (略)</p> <p><u>別表第7(第23条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="810 535 1399 1243"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 542 995 595"><u>表示の種類</u></th> <th data-bbox="997 542 1211 595"><u>図記号</u></th> <th data-bbox="1212 542 1394 595"><u>色</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 598 995 831"><u>禁煙である旨の表示</u></td> <td data-bbox="997 598 1211 831"></td> <td data-bbox="1212 598 1394 831"><u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 833 995 1066"><u>火気厳禁である旨の表示</u></td> <td data-bbox="997 833 1211 1066"></td> <td data-bbox="1212 833 1394 1066"><u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1068 995 1240"><u>喫煙所である旨の表示</u></td> <td data-bbox="997 1068 1211 1240"></td> <td data-bbox="1212 1068 1394 1240"><u>記号は黒、地は白</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>表示の種類</u>	<u>図記号</u>	<u>色</u>	<u>禁煙である旨の表示</u>		<u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u>	<u>火気厳禁である旨の表示</u>		<u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u>	<u>喫煙所である旨の表示</u>		<u>記号は黒、地は白</u>
<u>表示の種類</u>	<u>図記号</u>	<u>色</u>											
<u>禁煙である旨の表示</u>		<u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u>											
<u>火気厳禁である旨の表示</u>		<u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u>											
<u>喫煙所である旨の表示</u>		<u>記号は黒、地は白</u>											

令和5年議案第47号

災害対応特殊救急自動車売買契約の締結について

令和5年5月16日指名競争入札に付した災害対応特殊救急自動車の購入について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 災害対応特殊救急自動車の購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 30,910,000円 |
| 4 契約の相手方 | 名古屋市熱田区桜田町20番34号
愛知日産自動車株式会社
代表取締役 高橋 博文 |

提案理由

この案を提出するのは、災害対応特殊救急自動車を購入するため、必要があるからであります。

(参 考)



売 買 仮 契 約 書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品名 災害対応特殊救急自動車
(2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
(3) 数量 1台

2 契約金額

金 30,910,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 2,810,000円

3 契約保証金

免 除

4 納入期限

令和6年2月29日

5 納入場所

江南市赤童子町大堀70番地 江南市消防本部

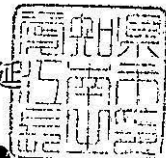
上記物品の売買について、江南市（以下「発注者」という。）と愛知日産自動車株式会社（以下「受注者」という。）との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和5年5月17日

発注者 江南市
市 長 澤田 和延



受注者 名古屋市熱田区桜田町20番34号
愛知日産自動車株式会社
代表取締役 商 橋 博 文



令和5年議案第48号

救助工作車売買契約の締結について

令和5年5月19日指名競争入札に付した救助工作車の購入について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

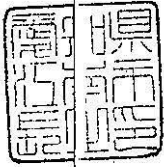
記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 救助工作車の購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 138,600,000円 |
| 4 契約の相手方 | 一宮市千秋町小山字高砂30番地
内外物産株式会社
代表取締役 永田 豊 |

提案理由

この案を提出するのは、救助工作車を購入するため、必要があるからであります。

(参 考)



売 買 仮 契 約 書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品名 救助工作車
(2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
(3) 数量 1台

2 契約金額 金138,600,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 12,600,000円

3 契約保証金 免 除

4 納入期限 令和6年2月28日

5 納入場所 江南市赤童子町大堀70番地 江南市消防本部

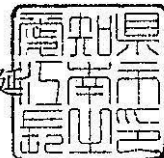
上記物品の売買について、江南市（以下「発注者」という。）と内外物産株式会社（以下「受注者」という。）との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和5年5月20日

発注者 江南市
市 長 澤田 和延



受注者

一宮市赤童子町山崎高砂30番地
内外物産株式会社
代表取締役 水田 豊
電話代表(0536)76-1481

令和5年度江南市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度江南市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,826,196千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,752,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 既定の継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		千円 4,151,004	千円 163,762	千円 4,314,766
	2 国 庫 補 助 金	273,641	135,726	409,367
	4 国 庫 交 付 金	599,848	28,036	627,884
16 県 支 出 金		2,360,492	621	2,361,113
	2 県 補 助 金	772,022	551	772,573
	3 委 託 金	192,495	70	192,565
17 財 産 収 入		18,546	55,166	73,712
	1 財 産 運 用 収 入	18,543	155	18,698
	2 財 産 売 払 収 入	3	55,011	55,014
18 寄 附 金		14,784	10,820	25,604
	1 寄 附 金	14,784	10,820	25,604
19 繰 入 金		548,022	1,584,585	2,132,607
	1 基 金 繰 入 金	548,022	1,584,585	2,132,607
21 諸 収 入		1,077,025	△129,358	947,667
	5 雑 入	832,811	△129,358	703,453
22 市 債		754,700	140,600	895,300
	1 市 債	754,700	140,600	895,300
歳 入 合 計		29,926,485	1,826,196	31,752,681

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 2,630,875	千円 487,643	千円 3,118,518
	1 総 務 管 理 費	1,773,222	487,643	2,260,865
3 民 生 費		14,400,250	445,820	14,846,070
	1 社 会 福 祉 費	7,615,089	24,096	7,639,185
	2 児 童 福 祉 費	5,745,575	134,915	5,880,490
	3 生 活 保 護 費	1,025,711	286,809	1,312,520
4 衛 生 費		3,222,644	360,314	3,582,958
	1 保 健 衛 生 費	1,491,170	29,548	1,520,718
	2 清 掃 費	1,730,558	225,721	1,956,279
	3 上 水 道 費	916	105,045	105,961
5 労 働 費		120,503	10,229	130,732
	1 労 働 費	120,503	10,229	130,732
7 商 工 費		385,691	216,935	602,626
	1 商 工 費	385,691	216,935	602,626
8 土 木 費		2,103,239	156,786	2,260,025
	2 道 路 橋 り ょ う 費	422,582	118,142	540,724
	3 河 川 費	150,114	357	150,471
	4 都 市 計 画 費	726,915	39,285	766,200
	6 下 水 道 費	602,693	△998	601,695
9 消 防 費		1,152,082	105,314	1,257,396
	1 消 防 費	1,152,082	105,314	1,257,396
10 教 育 費		2,791,039	43,155	2,834,194
	1 教 育 総 務 費	408,257	1,258	409,515
	2 小 学 校 費	536,404	13,442	549,846
	3 中 学 校 費	341,982	6,127	348,109
	4 社 会 教 育 費	471,237	14,470	485,707
	5 保 健 体 育 費	1,033,159	7,858	1,041,017
歳 出 合 計		29,926,485	1,826,196	31,752,681

第 2 表 継続費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童 福祉費	第 3 期子ども・子育て 支援事業計画策定事業	6,974	令和 5 年度	3,564
				令和 6 年度	3,410

[単位：千円]

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務 管理費	市勢要覧 作成事業	3,835	令和 5 年度	3,498	3,740	令和 5 年度	3,432
				令和 6 年度	337		令和 6 年度	308

第3表 地方債補正

[単位:千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路長寿命化事業	15,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含めて30年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
防火水槽耐震化事業	57,400			
庁舎等改修事業	45,100			

[単位:千円]

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
橋りょう長寿命化事業	19,200	普通 貸借 又は 証券 発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含めて30年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	12,100	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
雨水貯留施設整備事業	2,400				2,200			
公園整備事業	44,100				43,600			
道路改良事業	14,200				12,600			
街路改良事業	22,800				23,500			
消防施設整備事業	53,600				85,000			
計	754,700				895,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	千円 4,151,004	千円 163,762	千円 4,314,766
16 県支出金	2,360,492	621	2,361,113
17 財産収入	18,546	55,166	73,712
18 寄附金	14,784	10,820	25,604
19 繰入金	548,022	1,584,585	2,132,607
21 諸収入	1,077,025	△129,358	947,667
22 市債	754,700	140,600	895,300
歳入合計	29,926,485	1,826,196	31,752,681

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費	千円 2,630,875	千円 487,643	千円 3,118,518
3 民生費	14,400,250	445,820	14,846,070
4 衛生費	3,222,644	360,314	3,582,958
5 労働費	120,503	10,229	130,732
7 商工費	385,691	216,935	602,626
8 土木費	2,103,239	156,786	2,260,025
9 消防費	1,152,082	105,314	1,257,396
10 教育費	2,791,039	43,155	2,834,194
歳出合計	29,926,485	1,826,196	31,752,681

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 16,185	千円 45,100	千円 11,265	千円 415,093
145,650			300,170
4,669			355,645
			10,229
			216,935
△5,581	6,700		155,667
△665	88,800		17,179
4,125		△129,648	168,678
164,383	140,600	△118,383	1,639,596

2 歳 入

15款 国庫支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
15	国庫支出金	4,151,004	163,762	4,314,766
	2 国庫補助金	273,641	135,726	409,367
	2 民生費国庫補助金	89,544	130,786	220,330
	3 衛生費国庫補助金	3,488	4,275	7,763
	4 土木費国庫補助金	79,404	△2,994	76,410
	6 教育費国庫補助金	9,255	3,659	12,914
	4 国庫交付金	599,848	28,036	627,884
	1 民生費交付金	516,658	14,864	531,522
	2 衛生費交付金	27,574	176	27,750

[単位：千円]

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費補助金	128,809	[こども政策課] 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 117,650,000円×10/10 117,650 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 11,159,000円×10/10 11,159
3 生活保護費補助金	1,977	[福祉課] 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 2,288,000円×1/2 1,250,000円×2/3
1 保健衛生費補助金	975	[健康づくり課] 母子保健衛生費国庫補助金
2 清掃費補助金	3,300	[環境課] 都市構造再編集中支援事業費補助金 7,000,000円×5/10×0.94286
1 道路橋りょう費補助金	△2,394	[土木課] 道路更新防災等対策事業費補助金
2 河川費補助金	△400	[下水道課] 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金
3 都市計画費補助金	△200	[都市計画課] 都市構造再編集中支援事業費補助金 500 [都市整備課] 都市構造再編集中支援事業費補助金 △700
1 小学校費補助金	3,017	[教育課] 学校保健特別対策事業費補助金
2 中学校費補助金	642	[教育課] 学校保健特別対策事業費補助金
2 社会福祉費交付金	14,864	[高齢者生きがい課] 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 14,864,000円×10/10
2 清 掃 交 付 費 金	176	[環境課] デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ） 事業費 352,000円×1/2

歳 入

15款 国庫支出金

16款 県支出金

17款 財産収入

科 目		補 正 前 の	補 正	計	
款	項 目	予 算 額	予 算 額		
	3	土木費交付金	26,820	△2,387	24,433
	4	教育費交付金	28,796	198	28,994
	5	総務費交付金		15,185	15,185
16 県支出金		2,360,492	621		2,361,113
	2	県補助金	772,022	551	772,573
	1	総務費県補助金	5,571	1,000	6,571
	3	衛生費県補助金	20,635	218	20,853
	6	土木費県補助金	8,515	△200	8,315
	7	消防費県補助金	665	△665	0
	8	教育費県補助金	53,253	198	53,451
	3	委託金	192,495	70	192,565
	6	教育費委託金	178	70	248
17 財産収入		18,546	55,166		73,712
	1	財産運用収入	18,543	155	18,698
	1	財産貸付収入	13,442	155	13,597
	2	財産売払収入	3	55,011	55,014
	1	不動産売払収入	2	55,011	55,013

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
2 都市計画費 交 付 金	△2,387	[都市整備課] 社会資本整備総合交付金（道路事業）	
1 教育総務費 交 付 金	198	[こども政策課] 子ども・子育て支援交付金	
1 総務管理費 交 付 金	15,185	[地方創生推進課] デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ） 30,371,000円×1/2	
1 総務管理費 補 助 金	1,000	[防災安全課] 自主防犯活動促進事業費補助金	
1 保健衛生費 補 助 金	218	[環境課] 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金 [健康づくり課] 若年がん患者在宅療養支援事業費補助金 324,000円×1/2	56 162
2 河 川 費 補 助 金	△200	[下水道課] 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金	
1 消 防 費 補 助 金	△665	[消防署] 南海トラフ地震等対策事業費補助金	
1 教育総務費 補 助 金	198	[こども政策課] 地域子ども・子育て支援事業費補助金	
1 教育総務費 委 託 金	70	[教育課] キャリアスクールプロジェクト事業委託金	
1 土 地 建 物 貸 付 収 入	155	[財政課] 土地貸付収入	
2 土 地 売 払 収 入	55,011	[財政課] 土地売払収入	

歳 入

18款 寄附金
22款 市債

19款 繰入金

21款 諸収入

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
18	寄附金	14,784	10,820	25,604
	1 寄附金	14,784	10,820	25,604
	1 総務費寄附金	14,784	9,610	24,394
	2 教育費寄附金		1,210	1,210
19	繰入金	548,022	1,584,585	2,132,607
	1 基金繰入金	548,022	1,584,585	2,132,607
	1 基金繰入金	548,022	1,584,585	2,132,607
21	諸収入	1,077,025	△129,358	947,667
	5 雑入	832,811	△129,358	703,453
	2 雑入	832,592	△129,358	703,234
22	市債	754,700	140,600	895,300
	1 市債	754,700	140,600	895,300
	3 土木債	114,900	6,700	121,600
	4 消防債	53,600	88,800	142,400

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費 寄附金	9,610	[地方創生推進課] ふるさと寄附金	
1 小学校費 寄附金	1,210	[教育課] 寄附金	
1 基 礎 入 金	1,584,585	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	
9 学 校 給 食 セ ン タ 給 食 費 徴 収 金	△130,858	[学校給食課] 小学校児童職員徴収金 中学校生徒職員徴収金	△83,210 △47,648
11 雑 入	1,500	[地方創生推進課] コミュニティ助成事業助成金	
1 道 路 橋 り よ う 債	8,300	[土木課] 橋りょう長寿命化事業債 道路長寿命化事業債	△7,100 15,400
2 河 川 債	△200	[下水道課] 雨水貯留施設整備事業債	
3 都 市 計 画 債	△1,400	[都市計画課] 公園整備事業債 [都市整備課] 道路改良事業債 街路改良事業債	△500 △1,600 700
1 消 防 債	88,800	[消防総務課] 消防施設整備事業債	31,400

歳 入

22款 市債

科 目		補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項 目			
	7 総務債		45,100	45,100
計		29,926,485	1,826,196	31,752,681

22-1-4 消防債 [単位：千円]

節		説	明
区	分		
		[消防署] 防火水槽耐震化事業債	57,400
1	総務管理債	[総務課] 庁舎等改修事業債	45,100

3 歳 出

2款 総務費
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 地 方 創 生 推 進 費	174,876	18,838	193,714	15,185		11,110	△7,457	11 役 務 費	21
								12 委 託 料	7,267
								13 使 用 料 及 賃 借 料	440
								18 負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	1,500
								24 積 立 金	9,610

2-1-1 地方創生推進費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[シティプロモーション事業]	1,243		
・PR事業			
12 委託料	803	★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
情報配信システム構築委託料			
13 使用料及び賃借料	440		市公式LINEのセグメント配信
情報配信システム使用料			
[市勢要覧作成事業]	△66		
12 委託料		★★★★★	政策的事業 ★★★★★
業務委託料			
		継続費	
		補正後	補正前
		令和5年度 3,432千円	3,498千円
		令和6年度 308千円	337千円
[市民活動推進事業]			
・地域交流センター運営事業		★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
			（財源更正）
		〈特定財源〉	
		国 15,185千円	30,371,000円×1/2
[地域団体支援事業]	1,500		
・区長・町総代事業			
18 負担金、補助及び交付金		★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
コミュニティ助成事業交付金			
		〈特定財源〉	
		そ 1,500千円	コミュニティ助成事業助成金
		備品整備費助成	
		四ツ谷区 1,500千円	
[ふるさと寄附事業]	16,161		
11 役務費	21	★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
郵便料			
12 委託料	6,530		〈特定財源〉
業務委託料			そ 9,610千円 ふるさと寄附金
24 積立金	9,610		補正後24,394,000円ー補正前14,784,000円
江南市ふるさと応援事業基金積立金			ふるさと納税ポータルサイトの拡大
		郵便料	
		補正後55,000円ー補正前34,000円	
		業務委託料	
		補正後13,861,000円ー補正前7,331,000円	
		江南市ふるさと応援事業基金積立金	
		補正後24,394,000円ー補正前14,784,000円	

歳出
2款 総務費
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 秘書 政策費	466,213	2,150	468,363				2,150	7報償費	9
								10需用費	636
								12委託料	1,505
5 行政 改革 推進費	369,241	3,544	372,785				3,544	12委託料	3,544
6 財政費	86,553	405,166	491,719			155	405,011	24積立金	405,166
7 行政 事務費	266,744	55,057	321,801		45,100		9,957	11役務費	114
								12委託料	2,642
								13使用料 及び 賃借料	689
								14工 事 請 負 費	51,612

2-1-2 秘書政策費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔市制70周年記念事業〕	2,150		
7 報償費	9	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
キャッチフレーズ募集入選者賞			
10 需用費	636		目的 令和6年度に市制70周年記念事業を実施
消耗品費			内容 市制70周年のPR
一般事業用			
12 委託料	1,505		
PR資材等作成委託料			
〔マイナポイント申請等支援事業〕	3,544		
12 委託料			補正後7,049,000円－補正前3,505,000円
業務委託料			
〔公共施設整備事業基金管理事業〕	405,166		
24 積立金		★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
江南市公共施設整備事業基金積立金			〈特定財源〉
			そ 155千円 土地貸付収入
			補正後1,471,000円－補正前1,316,000円
			補正後406,482,000円－補正前1,316,000円
〔物品管理事業〕	85		
11 役務費			
物品処分手数料			
〔庁舎等維持運営事業〕	2,596		
・ 庁舎等維持（連絡歩道橋点検）事業		★★★★★	政策的事業 ★★★★★
12 委託料			目的 道路横断連絡歩道橋の安全確保
業務委託料			内容 点検委託による劣化部分の把握
〔庁舎等整備等事業〕	51,612		
・ 庁舎等改修（LED化）事業	50,127	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
14 工事請負費			〈特定財源〉
本庁舎照明器具LED化工事費			地 45,100千円 50,127,000円×90%
			目的 温室効果ガスの削減及び老朽化した照明器具の改修
			内容 蛍光灯照明器具のLED化
・ 次世代自動車導入事業	1,485	★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
14 工事請負費			目的 次世代自動車の普及促進
本庁舎北車庫電気自動車充電設備設置工事費			内容 電気自動車充電設備の設置

歳 出
 2 款 総務費
 1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
8 布袋駅東 複合公共 施設費	95,859	1,896	97,755				1,896	12委託料	1,896
9 防 災 安 全 費	199,184	992	200,176	1,000			△8	10需用費	373
								14工 事 請 負 費	319
								18負担金、 補助及び 交付金	300
計	1,773,222	487,643	2,260,865	16,185	45,100	11,265	415,093		

2-1-7 行政事務費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	[公用車管理事業] ・ 公用車運行管理事業 764 11 役務費 75 自動車損害保険料 29 ドライブレコーダー取外手数料 23 6 12 委託料 46 一時抹消登録委託料 ・ 次世代自動車導入事業 689 13 使用料及び賃借料 自動車借上料		自動車損害保険料 補正後914,000円－補正前891,000円 ★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 目的 次世代自動車の普及促進 内容 電気自動車の導入
	[布袋駅東複合公共施設維持運営事業] ・ 布袋駅東複合公共施設維持事業 1,896 12 委託料 維持管理委託料		補正後72,087,000円－補正前70,191,000円
	[交通安全対策事業] ・ 交通安全運動事業 373 10 需用費 消耗品費 352 一般事業用 印刷製本費 21 一般事業用 [放置自転車対策事業] ・ 駐車場施設管理事業 319 14 工事請負費 施設照明灯設置工事費		「江南市歩きスマホの防止に関する条例」の施行に伴う 啓発物品の購入 一般事業用（消耗品費） 補正後873,000円－補正前521,000円 江南駅東自転車等駐車場
	[防犯対策事業] ・ 防犯対策事業 300 18 負担金、補助及び交付金 300 特殊詐欺防止用電話機器購入費補 助金 ・ 防犯灯補助事業		補助額 購入費の1/2 限度額 5,000円 （財源更正） 〈特定財源〉 県 1,000千円 自主防犯活動促進事業費補助金

歳 出
 3款 民生費
 1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 高齢者 福祉費	1,656,575	21,294	1,677,869	14,864			6,430	11 役 務 費	10
								18 負担金、 補助及び 交付金	21,284
2 障害者 福祉費	2,995,248	4,448	2,999,696				4,448	11 役 務 費	8
								18 負担金、 補助及び 交付金	4,440
3 社 会 保 障 費	2,925,994	400	2,926,394				400	27 繰 出 金	400
5 学 習 等 供 用 施 設 費	29,043	△2,046	26,997				△2,046	12 委 託 料	△264
								13 使 用 料 及 賃 借 料	△275
								14 工 事 請 負 費	△1,507
計	7,615,089	24,096	7,639,185	14,864			9,232		

3-1-1 高齢者福祉費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[介護施設等整備費補助事業] 18 負担金、補助及び交付金 認知症高齢者グループホーム等防 災改修費等補助金	14,864	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ <特定財源> 国 14,864千円 14,864,000円×10/10 目的 介護施設整備の支援 内容 事業者に対する整備費の補助	
[介護サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業] ・介護サービス事業所等応援金交付事業 11 役務費 郵便料	6,430 10	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 介護サービス事業所等の安定した事業継続の支援 内容 応援金の交付	
18 負担金、補助及び交付金 介護サービス事業所等応援金	6,420		
[自立支援給付事業] ・障害者自立支援給付事業（新型コロナウイルス感染症対策） 11 役務費 郵便料	4,448 8	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 障害福祉サービス等事業所の安定した事業継続の支援 内容 応援金の交付	
18 負担金、補助及び交付金 障害福祉サービス等事業所応援金	4,440		
[保険推進事業] 27 繰出金 国民健康保険特別会計繰出金	400	国民健康保険特別会計繰出金 その他一般会計繰出金 補正後161,781,000円－補正前161,381,000円	
[学習等供用施設維持運営事業] ・学習等供用施設維持事業 12 委託料 除草委託料	△539 △264	除草委託料 補正後880,000円－補正前1,144,000円 旧古知野北部地区学習等供用施設駐車場敷地借上料 補正後0円－補正前275,000円	
13 使用料及び賃借料 旧古知野北部地区学習等供用施設 駐車場敷地借上料	△275		
[学習等供用施設整備等事業] ・学習等供用施設整備事業 14 工事請負費 駐車場復旧工事費	△1,507	補正後0円－補正前1,507,000円	

歳 出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 こども 政策費	2,440,241	132,448	2,572,689	128,809			3,639	1報 酬	2,289
								3職 員 手当等	990
								4共 済 費	392
								8旅 費	33
								10需 用 費	312
								11役 務 費	1,097
								12委 託 料	9,625
								18負担金、 補助及び 交 付 金	117,710

3-2-1 こども政策費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔子ども・子育て支援推進等事業〕 ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定事業		3,579	
10	需用費	15	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
	消耗品費		
	一般事業用		
12	委託料	3,564	目的 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の総合的かつ効率的な提供体制の確保
	計画策定支援委託料		内容 第3期江南市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託
			継続費 令和5年度 3,564千円 令和6年度 3,410千円
〔病児・病後児保育事業〕 ・病児・病後児保育施設運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）		60	
18	負担金、補助及び交付金		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
	病児・病後児保育施設応援金		目的 病児・病後児保育室を運営する医療機関の安定した事業継続の支援
			内容 応援金の交付
〔低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業〕		128,809	
1	報酬	2,289	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
	会計年度任用職員		
3	職員手当等	990	〈特定財源〉
	時間外勤務手当	852	国 117,650千円 117,650,000円×10/10
	期末手当	138	国 11,159千円 11,159,000円×10/10
4	共済費	392	
	社会保険料等	366	目的 低所得の子育て世帯に対する生活支援
	労働保険料	26	内容 対象児童1人につき50,000円の支給
8	旅費	33	
	費用弁償		
10	需用費	297	
	消耗品費	92	
	事務用		
	印刷製本費	205	
	一般事業用		
11	役務費	1,097	
	郵便料	917	
	口座振込手数料	180	
12	委託料	6,061	
	システム構築委託料		
18	負担金、補助及び交付金	117,650	
	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金		

歳 出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 保育費	2,656,791	2,467	2,659,258				2,467	18負担金、 補助及び 交付金	2,467
計	5,745,575	134,915	5,880,490	128,809			6,106		

3款 民生費
 3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生 活 保 護 費	1,025,711	286,809	1,312,520	1,977			284,832	3職 員 手 当 等	1,874
								10需 用 費	435
								11役 務 費	9,190
								12委 託 料	10,640
								13使 用 料 及 賃 借 料	670
								18負担金、 補助及び 交付金	264,000

3-2-2 保育費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
<p>〔子ども・子育て支援事業〕 ・特定教育・保育等事業 18 負担金、補助及び交付金 保育所等ICT化推進事業費補助金</p>	2,467 785	<p>目的 業務のICT化を行う民間保育所等の支援 内容 システム導入費用に対する補助金の交付</p>
<p>・新型コロナウイルス感染症対策補助事業 18 負担金、補助及び交付金 保育所等運営支援補助金</p>	1,682	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>目的 物価高騰の影響を受ける民間保育所等の支援 内容 給食の食材料費に対する補助金の交付</p>

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
<p>〔生活保護システム改修事業〕 ・生活保護システム改修事業 12 委託料 システム改修委託料</p>	2,288	<p>〈特定財源〉 国 1,144千円 2,288,000円×1/2</p> <p>生活保護基準見直しに伴うシステム改修</p>
<p>〔生活困窮者自立相談支援事業〕 ・就労準備支援事業 12 委託料 業務委託料</p>	1,250	<p>■■■■■ 新規事業 ■■■■■</p> <p>〈特定財源〉 国 833千円 1,250,000円×2/3</p> <p>目的 生活困窮者の自立促進 内容 生活困窮者への就労準備支援</p>

歳 出
 3 款 民生費
 3 項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	1,025,711	286,809	1,312,520	1,977			284,832		

4 款 衛生費
 1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 健 康 づくり費	1,464,354	23,311	1,487,665	1,137			22,174	1報 酬	288
								8旅 費	5
								10需 用 費	446
								11役 務 費	174

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 給付金支給事業〕			
	283,271		
3	職員手当等 時間外勤務手当	1,874	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
10	需用費	435	目的 電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けた 住民税非課税世帯等への支援 内容 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給
	消耗品費	131	
	一般事業用		
	印刷製本費	304	
	一般事業用		
11	役務費	9,190	
	郵便料	2,483	
	電話料	30	
	電話架設料	219	
	人材派遣手数料	5,451	
	口座振込手数料	1,007	
12	委託料	7,102	
	システム構築委託料		
13	使用料及び賃借料	670	
	コピー機借上料	293	
	パソコン等借上料	377	
18	負担金、補助及び交付金	264,000	
	電力・ガス・食料品等価格高騰重 点支援給付金		

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔若年がん患者在宅療養支援事業〕			
	324		
18	負担金、補助及び交付金 若年がん患者在宅療養支援事業補 助金		■■■■■■ 新規事業 ■■■■■■ 〈特定財源〉 県 162千円 324,000円×1/2 目的 若年がん患者の在宅療養における負担軽減 内容 在宅サービス利用料等に対する補助

歳 出
 4 款 衛生費
 1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
								12委託料	1,750
								13使用料 及 賃借料	345
								18負担金、 補助及び 交付金	12,084
								19扶助費	8,219

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	[予防接種事業]	
	8,400	
1	報酬 会計年度任用職員	288 帯状疱疹ワクチン接種費用の助成
8	旅費 費用弁償	5 会計年度任用職員 補正後2,343,000円ー補正前2,055,000円
11	役務費 郵便料	88 費用弁償 補正後53,000円ー補正前48,000円
19	扶助費 帯状疱疹ワクチン予防接種助成金	8,019 郵便料 補正後3,113,000円ー補正前3,025,000円
	[母子健康管理事業]	
	2,391	
10	需用費 印刷製本費 一般事業用	429 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉
11	役務費 妊婦乳児等健康診査支払事務手数料	12 国 975千円 1,950,000円×1/2 医療機関で実施する産婦健康診査を1回分追加
12	委託料 妊婦乳児等健康診査委託料	1,750 一般事業用
19	扶助費 妊婦乳児等健康診査給付費	200 補正後800,000円ー補正前371,000円 妊婦乳児等健康診査支払事務手数料 補正後351,000円ー補正前339,000円 妊婦乳児等健康診査委託料 補正後76,934,000円ー補正前75,184,000円 妊婦乳児等健康診査給付費 補正後4,479,000円ー補正前4,279,000円
	[地域医療推進支援事業]	
	11,839	
	・地域医療推進支援事業（新型コロナウイルス感染症対策）	
10	需用費 消耗品費 一般事業用	17 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
	印刷製本費 一般事業用	4 目的 医療機関等の安定した事業継続の支援 内容 応援金の交付
11	役務費 郵便料	13 62
18	負担金、補助及び交付金 新型コロナウイルス感染症対策医療機関等応援金	11,760
	[保健センター維持運営事業]	
	357	
	・保健センター運営事業	
11	役務費 自動車損害保険料	12 補正後69,000円ー補正前57,000円
	・次世代自動車導入事業	
	345	
13	使用料及び賃借料 自動車借上料	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 目的 次世代自動車の普及促進 内容 電気自動車の導入

歳 出
4 款 衛生費
1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 環 境 保 全 費	26,816	6,237	33,053	56			6,181	11 役 務 費	13
								18 負担金、 補助及び 交付金	6,224
計	1,491,170	29,548	1,520,718	1,193			28,355		

4 款 衛生費
2 項 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 清 掃 費	1,730,558	225,721	1,956,279	3,476			222,245	11 役 務 費	27
								13 使 用 料 及 賃 借 料	352
								14 工 事 請 負 費	8,591

4-1-2 環境保全費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[温暖化防止事業] ・住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業	6,237 224	18 負担金、補助及び交付金 住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助金	<p>〈特定財源〉 県 56千円 補正後18,223,600円×1/4 －補正前17,999,600円×1/4</p> <p>補助対象設備（太陽熱利用システム）の追加 補正後18,224,000円－補正前18,000,000円</p>
・住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業（新型コロナウイルス感染症対策）	6,013	11 役務費 郵便料	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
18 負担金、補助及び交付金 省エネ冷蔵庫等買換補助金	6,000	18 負担金、補助及び交付金 省エネ冷蔵庫等買換補助金	<p>目的 家庭におけるエネルギー費用負担の軽減と家庭から排出される温室効果ガスの削減</p> <p>内容 省エネ性能の高い冷蔵庫等への買換えに対する補助金の交付</p>

4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[ごみ減量対策・ごみ減量作戦「57運動」事業] ・ごみ減量対策・ごみ減量作戦「57運動」事業	352	13 使用料及び賃借料 食品ロス削減サービス使用料	<p>〈特定財源〉 国 176千円 352,000円×1/2</p> <p>目的 食品ロスの削減を目指す取組の促進</p> <p>内容 フードシェアリングサービスの導入</p>

歳 出
4 款 衛生費
2 項 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
								17備 品 購入費	720
								18負担金、 補助及び 交付金	16,031
								24積立金	200,000
計	1,730,558	225,721	1,956,279	3,476			222,245		

4 款 衛生費
3 項 上水道費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 上水道費	916	105,045	105,961				105,045	18負担金、 補助及び 交付金	5,828
								27繰出金	99,217

4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[リサイクルステーション運営事業]	11,269		
・リサイクルステーション整備事業			
11 役務費	27	★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
建物総合損害共済保険料	1		
設計審査及び竣工検査手数料	3		〈特定財源〉
建築確認申請手数料	6	国	3,300千円 7,000,000円×5/10×0.94286
完了検査手数料	17		
14 工事請負費	8,591	目的	市民のごみ排出利便性向上
リサイクルステーション整備工事費		内容	資源ごみリサイクルステーションの設置
17 備品購入費	720		
監視カメラ			
18 負担金、補助及び交付金	1,931		
水道施設分担金	110		
水道工事負担金	1,821		
[浄化槽設置整備事業]	14,100		
・浄化槽設置整備事業			
18 負担金、補助及び交付金			各人槽区分における補助限度額を300,000円増額
浄化槽設置整備事業補助金			補正後56,816,000円－補正前42,716,000円
[ごみ処理施設建設事業等基金管理事業]	200,000		
24 積立金		★★★★★	政策的事業 ★★★★★
江南市ごみ処理施設建設事業等基金積立金			

4-3-1 上水道費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[水道料金賦課等事業]	5,828		
・水道料金減額協力金交付事業			
18 負担金、補助及び交付金		★★★★★	政策的事業 ★★★★★
水道料金減額協力金		目的	水道料金の負担軽減を行う事業者への支援 (独立行政法人都市再生機構中部支社分)
		内容	8月から11月検針分の水道料金減額協力金の交付

歳 出
 4 款 衛生費
 3 項 上水道費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	916	105,045	105,961				105,045		

5 款 労働費
 1 項 労働費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 労働費	120,503	10,229	130,732				10,229	18負担金、 補助及び 交付金	10,229
計	120,503	10,229	130,732				10,229		

4-3-1 上水道費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
<p>[企業会計管理事業] 99,217 ・水道事業会計繰出事業（新型コロナウイルス感染症対策） 27 繰出金 水道事業会計繰出金</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>目的 水道料金の負担軽減を行う事業者への支援 （江南市水道事業分） 内容 8月から11月検針分の水道料金減額に係る経費の繰出し</p>

5-1-1 労働費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
<p>[すいとびあ江南維持運営事業] 10,229 ・すいとびあ江南指定管理事業（新型コロナウイルス感染症対策） 18 負担金、補助及び交付金 原油価格等高騰対策支援金</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>目的 光熱費高騰の影響を受ける指定管理者への支援 内容 支援金の支給</p>

歳出
7款 商工費
1項 商工費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 商工費	385,691	216,935	602,626				216,935	1報酬 2,534	2,534
								3職員 手当等 205	205
								4共済費 453	453
								8旅費 37	37
								10需用費 132	132
								11役務費 191	191
								18負担金、 補助及び 交付金 113,383	113,383
								24積立金 100,000	100,000
計	385,691	216,935	602,626				216,935		

説		明	
事	業	備	考
〔新型コロナウイルス感染症経済対策事業〕			
・ 江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業			
1	報酬	2,534	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
	会計年度任用職員		
3	職員手当等	205	目的 エネルギー価格の高騰による影響を受けている市内
	期末手当		中小企業者への支援
4	共済費	453	内容 ガス、電気等の使用料金に応じた支援金の交付
	社会保険料等	424	
	労働保険料	29	
8	旅費	37	
	費用弁償		
10	需用費	132	
	消耗品費	91	
	一般事業用		
	印刷製本費	41	
	一般事業用		
11	役務費	191	
	郵便料		
18	負担金、補助及び交付金	93,100	
	江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金		
〔企業誘致等推進事業〕			
・ 企業誘致等推進事業			
18	負担金、補助及び交付金		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
	企業立地促進奨励金	12,568	
	中小企業再投資促進奨励金	7,715	中小企業再投資促進奨励金 補正後15,895,000円－補正前8,180,000円
〔新工業用地整備事業基金管理事業〕			
24	積立金	100,000	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
	江南市新工業用地整備事業基金積立金		

歳 出
 8 款 土木費
 2 項 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 道路橋 りょう費	422,582	118,142	540,724	△2,394	8,300		112,236	14工 事 請 負 費	118,142
計	422,582	118,142	540,724	△2,394	8,300		112,236		

8 款 土木費
 3 項 河川費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 河川費	150,114	357	150,471	△600	△200		1,157	11役 務 費	12
								13使 用 料 及 び 賃 借 料	345

8-2-1 道路橋りょう費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	18,142	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>道路更新防災等対策事業</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 △2,394千円 補正後27,878,000円－補正前30,272,000円</p> <p>地 △7,100千円 補正後(30,086,000円－16,546,000円)×90% －補正前(38,100,000円－16,764,000円)×90%</p> <p>地 15,400千円 17,200,000円×90%</p> <p>単市事業</p> <p>舗装工事費 1路線</p>
	100,000	<p>補正後200,000,000円－補正前100,000,000円</p>

8-3-1 河川費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	357	
	12	補正後41,000円－補正前29,000円
	345	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>目的 次世代自動車の普及促進</p> <p>内容 電気自動車の導入</p>

歳 出
 8 款 土木費
 3 項 河川費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	150,114	357	150,471	△600	△200		1,157		

8 款 土木費
 4 項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 都 市 整備費	349,100		349,100	△3,087	△900		3,987		

8-3-1 河川費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
[雨水貯留施設整備事業]	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 △400千円 補正後9,000,000円×1/2 -補正前9,800,000円×1/2</p> <p>県 △200千円 補正後9,000,000円×1/4 -補正前9,800,000円×1/4</p> <p>地 △200千円 補正後(9,000,000円-6,750,000円)×100% -補正前(9,800,000円-7,350,000円)×100%</p>

8-4-2 都市整備費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
[交通結節点整備事業(布袋駅東地区)]	<p>★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト) ★★★★★</p> <p>社会資本整備総合交付金事業(道路事業)</p> <p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 △1,776千円 補正後28,200,000円×5/10 -補正前31,752,000円×5/10</p> <p>地 △1,600千円 補正後(28,200,000円-14,100,000円)×90% -補正前(31,752,000円-15,876,000円)×90%</p>

歳出
 8款 土木費
 4項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
3公園 緑地費	210,652	39,285	249,937	500	△500		39,285	12委託料	1,035
								14工事 請負費	38,238
								18負担金、 補助及び 交付金	12

8-4-2 都市整備費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>[布袋駅付近鉄道高架化整備事業] ・布袋駅付近鉄道高架化整備事業</p> <p>[都市計画道路整備事業（木曾川古知野線）]</p>	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>都市構造再編集中支援事業</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉 国 △700千円 補正後28,432,000円×5/10×0.16179 －補正前28,432,000円×5/10×0.21103 地 700千円 補正後（28,432,000円－2,300,000円）×90% －補正前（28,432,000円－3,000,000円）×90%</p> <p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>社会資本整備総合交付金事業（道路事業）</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉 国 △611千円 補正後4,322,000円×5/10－補正前5,544,000円×5/10</p>
<p>[公園等整備等事業] 35,722 ・都市公園等整備事業（久昌寺公園） 14 工事請負費 久昌寺公園整備工事費</p> <p>[公園等整備事業（（仮称）1号公園）] 2,528 ・都市公園等整備事業（（仮称）1号公園） 14 工事請負費 2,516 （仮称）1号公園整備工事費 18 負担金、補助及び交付金 12 水道工事負担金</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>都市構造再編集中支援事業</p> <p>〈特定財源〉 国 500千円 補正後89,000,000円×5/10×0.91012 －補正前89,000,000円×5/10×0.89888 地 △500千円 補正後（89,000,000円－40,500,000円）×90% －補正前（89,000,000円－40,000,000円）×90%</p> <p>（仮称）1号公園整備工事費 補正後102,475,000円－補正前99,959,000円 水道工事負担金 補正後330,000円－補正前318,000円</p>

歳出
8款 土木費
4項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	726,915	39,285	766,200	△2,587	△1,400		43,272		

8款 土木費
6項 下水道費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 下水道費	602,693	△998	601,695				△998	27繰出金 △998	
計	602,693	△998	601,695				△998		

9款 消防費
1項 消防費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 消防 総務費	416,506	47,824	464,330		31,400		16,424	8旅費	103
								11役務費	81
								14工 事 請 負 費	23,155

8-4-3 公園緑地費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	1,035	
[公園等維持管理事業] ・都市公園等維持管理事業 12 委託料 草刈委託料		補正後19,464,000円－補正前18,429,000円

8-6-1 下水道費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△998	
[下水道経営事業] ・下水道事業会計繰出事業 27 繰出金 下水道事業会計繰出金		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 補正後601,695,000円－補正前602,693,000円

9-1-1 消防総務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	23,155	
[消防施設整備等事業] ・消防庁舎等改修（LED化）事業 14 工事請負費 消防庁舎照明器具LED化工事費		〈特定財源〉 地 20,800千円 23,155,000円×90% 目的 温室効果ガスの削減及び老朽化した照明器具の改修 内容 蛍光灯照明器具のLED化

歳 出
9 款 消防費
1 項 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
								17備 品 購 入 費	24,420
								26公 課 費	65
2 消 防 予 防 費	66,424	90	66,514				90	18負担金、 補助及び 交 付 金	90
3 消防署費	669,152	57,400	726,552	△665	57,400		665	14工 事 請 負 費	55,161
								18負担金、 補助及び 交 付 金	2,239
計	1,152,082	105,314	1,257,396	△665	88,800		17,179		

9-1-1 消防総務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
<p>〔消防車両更新等事業〕 24,669</p> <p>8 旅費 103</p> <p> 検査旅費</p> <p>11 役務費 81</p> <p> 自動車損害保険料 14</p> <p> 自動車リサイクル手数料 12</p> <p> 新車登録手数料 55</p> <p>17 備品購入費 24,420</p> <p> 消防ポンプ自動車</p> <p>26 公課費 65</p> <p> 自動車重量税</p>		<p>〈特定財源〉</p> <p>地 10,600千円 21,384,220円×1/2×100%</p> <p>消防ポンプ自動車 1台</p> <p>検査旅費</p> <p> 補正後218,000円－補正前115,000円</p> <p>自動車損害保険料</p> <p> 補正後51,000円－補正前37,000円</p> <p>自動車リサイクル手数料</p> <p> 補正後43,000円－補正前31,000円</p> <p>新車登録手数料</p> <p> 補正後158,000円－補正前103,000円</p> <p>自動車重量税</p> <p> 補正後197,000円－補正前132,000円</p>
<p>〔火災予防普及啓発事業〕 90</p> <p>・火災予防事業</p> <p>18 負担金、補助及び交付金</p> <p> 住宅用火災警報器設置費補助金</p>		<p>住宅用火災警報器設置費の補助</p> <p>補助額 設置費の1/2</p> <p>限度額 1個につき1,000円</p>
<p>〔防火水槽震災対応化事業〕 57,400</p> <p>14 工事請負費 55,161</p> <p> 防火水槽耐震化工事費</p> <p>18 負担金、補助及び交付金 2,239</p> <p> 水道工事負担金</p> <p>〔指揮・指令事業〕</p> <p>・指令機器等整備・保全事業</p>		<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>地 57,400千円 57,400,000円×100%</p> <p>目的 経年した防火水槽の延命化及び耐震化</p> <p>内容 防火水槽内に耐震性能を有した新設の鋼製タンクを設置</p> <p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>県 △665千円 補正後0円－補正前1,996,500円×1/3</p>

歳 出
 10款 教育費
 1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 教 育 支 援 費	224,327	70	224,397	70				12委託料	70
3 放 課 後 児 童 費	154,030	1,188	155,218	396			792	12委託料	264
								13使用料 及 賃借料	924
計	408,257	1,258	409,515	466			792		

10款 教育費
 2項 小学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 小学校費	536,404	13,442	549,846	3,017		1,210	9,215	10需用費	1,210
								14工 事 請 負 費	6,193
								17備 品 購 入 費	6,039

10-1-1 教育支援費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	<p>〔研究指定校調査研究事業〕 ・キャリアスクールプロジェクト事業（小学校） 12 委託料 業務委託料</p>	70	<p>〈特定財源〉 県 70千円 キャリアスクールプロジェクト事業委託金 布袋北小学校</p>
	<p>〔放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）〕 ・放課後児童健全育成手数料収納管理システム運用事業</p>	1,188	
	<p>12 委託料 システム保守委託料</p>	264	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
	<p>13 使用料及び賃借料 クラウド利用料</p>	924	<p>〈特定財源〉 国 198千円 補正後85,395,555円×1/3 ー補正前84,801,555円×1/3 県 198千円 補正後85,395,555円×1/3 ー補正前84,801,555円×1/3</p>

10-2-1 小学校費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	<p>〔学校管理運営事業〕 ・学校管理運営事業 17 備品購入費 感染症対策用</p>	6,039	<p>〈特定財源〉 国 3,017千円 学校保健特別対策事業費補助金</p>
	<p>〔学校施設管理事業〕 10 需用費 修繕料 校舎施設</p>	1,210	<p>〈特定財源〉 そ 1,210千円 寄附金 補正後40,383,000円ー補正前39,173,000円</p>

歳出
10款 教育費
2項 小学校費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	536,404	13,442	549,846	3,017		1,210	9,215		

10款 教育費
3項 中学校費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 中学校費	341,982	6,127	348,109	642			5,485	14工 事費 請 負 費	4,840
								17備 品費 購 入 費	1,287
計	341,982	6,127	348,109	642			5,485		

10-2-1 小学校費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
[学校施設整備等事業] ・学校施設改修事業 14 工事請負費 防火シャッター改修工事費	6,193	古知野西小学校・宮田小学校	

10-3-1 中学校費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
[学校管理運営事業] ・学校管理運営事業 17 備品購入費 感染症対策用	1,287	〈特定財源〉 国 642千円 学校保健特別対策事業費補助金	
[学校施設整備等事業] ・学校施設改修事業 14 工事請負費 防火シャッター改修工事費	4,840	北部中学校	

歳出
 10款 教育費
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 生涯 学習費	326,193	6,372	332,565				6,372	7報償費	76
								10需用費	95
								11役務費	398
								18負担金、 補助及び 交付金	5,803
2 文化 交流費	145,044	8,098	153,142				8,098	12委託料	5,700
								14工事 請負費	1,166
								18負担金、 補助及び 交付金	1,232
計	471,237	14,470	485,707				14,470		

説		明
事	業	備 考
[生涯学習懇話会事業]	76	補正後114,000円－補正前38,000円
7 報償費		
委員謝礼		
[図書館維持運営事業]	5,803	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>目的 光熱費高騰の影響を受ける指定管理者への支援 内容 支援金の支給</p>
・図書館指定管理事業（新型コロナウイルス感染症対策）		
18 負担金、補助及び交付金		
原油価格等高騰対策支援金		
[生涯学習基本計画策定事業]	493	
10 需用費	95	
消耗品費	35	
一般事業用		
印刷製本費	60	
一般事業用		
11 役務費	398	
郵便料		
[市民文化会館維持運営事業]	1,232	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>目的 光熱費高騰の影響を受ける指定管理者への支援 内容 支援金の支給</p>
・市民文化会館等指定管理事業（新型コロナウイルス感染症対策）		
18 負担金、補助及び交付金		
原油価格等高騰対策支援金		
[市民文化会館整備等事業]	1,166	
・市民文化会館改修事業		
14 工事請負費		
舞台音響操作卓取替工事費		
[文化財保護事業]	5,700	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p>
12 委託料		
試掘調査委託料		

歳出
 10款 教育費
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 スポーツ 推進費	196,808	7,858	204,666				7,858	11 役務費	377
								12 委託料	7,481
2 学 校 給 食 費	836,351		836,351			△130,858	130,858		
計	1,033,159	7,858	1,041,017			△130,858	138,716		

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>[スポーツプラザ維持運営事業] 377 ・スポーツセンター・武道館維持運営事業 11 役務費 通信回線料</p> <p>[スポーツプラザ整備等事業] 7,481 ・スポーツセンター・武道館整備事業 12 委託料 公衆無線LAN環境設定等委託料</p>	
<p>[給食用物資購入事業] ・給食用物資調達事業</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉 そ △83,210千円 小学校児童職員徴収金 補正後195,406,000円ー補正前278,616,000円 そ △47,648千円 中学校生徒職員徴収金 補正後115,785,000円ー補正前163,433,000円</p> <p>目的 児童・生徒の保護者負担軽減 内容 9月分から3月分までの給食費の負担軽減</p>

令和5年議案第50号

令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,798,801千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		千円 965,402	千円 400	千円 965,802
	1 一般会計繰入金	650,270	400	650,670
歳入合計		8,798,401	400	8,798,801

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 保 健 事 業 費		千円 130,153	千円 400	千円 130,553
	1 保 健 事 業 費	40,331	400	40,731
歳 出 合 計		8,798,401	400	8,798,801

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
5 繰入金	千円 965,402	千円 400	千円 965,802
歳入合計	8,798,401	400	8,798,801

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 保健事業費	千円 130,153	千円 400	千円 130,553
歳出合計	8,798,401	400	8,798,801

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 400	千円
		400	

2 歳 入

5 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
5	繰入金	965,402	400	965,802
	1 一般会計繰入金	650,270	400	650,670
	1 一般会計繰入金	650,270	400	650,670
	計	8,798,401	400	8,798,801

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
6 其 他 一 般 会 計 繰 入 金	400	その他一般会計繰入金

3 歳 出

3款 保健事業費
1項 保健事業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 保 健 事 業 費	40,331	400	40,731			400		12委託料	400
計	40,331	400	40,731			400			

3-1-1 保健事業費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔総合健康診査事業〕 12 委託料 総合健康診査委託料	400	〈特定財源〉 そ 400千円 その他一般会計繰入金 PET-CT検査 20人 補正後29,325,000円ー補正前28,925,000円

令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度江南市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度江南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,677,813 千円	△ 6,427 千円	1,671,386 千円
第1項 営業収益	1,537,905 千円	△ 105,644 千円	1,432,261 千円
第2項 営業外収益	139,906 千円	99,217 千円	239,123 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,413,235 千円	△ 1,226 千円	1,412,009 千円
第1項 営業費用	1,376,556 千円	9,304 千円	1,385,860 千円
第2項 営業外費用	35,378 千円	△ 10,530 千円	24,848 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額544,147千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額548,226千円」に、「過年度分損益勘定留保資金362,551千円」を「過年度分損益勘定留保資金366,260千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,596千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,966千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	325,395 千円	△ 3,750 千円	321,645 千円
第5項 補助金	67,836 千円	△ 3,750 千円	64,086 千円
支 出			
第1款 資本的支出	869,542 千円	329 千円	869,871 千円
第1項 建設改良費	765,366 千円	329 千円	765,695 千円

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

[単位：千円]

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 水道事業費用	1 営業費用	水道料金改定検討事業	8,283	令和5年度	6,127
				令和6年度	2,156

(他会計からの補助金)

第5条 エネルギー・食料品等の物価高騰に対する支援策としての水道料金（基本料金）の免除に充てるため、江南市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、99,217千円である。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 収 益			1,677,813	△ 6,427	1,671,386
	1 営業収益		1,537,905	△ 105,644	1,432,261
		1 給 水 収 益	1,447,016	△ 105,644	1,341,372
	2 営業外収益		139,906	99,217	239,123
		2 他 会 計 補 助 金	580	99,217	99,797

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 費 用			1,413,235	△ 1,226	1,412,009
	1 営業費用		1,376,556	9,304	1,385,860
		4 業 務 費	106,825	3,177	110,002
		5 総 係 費	55,636	6,127	61,763
	2 営業外費用		35,378	△ 10,530	24,848
		2 消費税及び地方消費税	15,409	△ 10,530	4,879

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			325,395	△ 3,750	321,645
	5 補 助 金		67,836	△ 3,750	64,086
		1 県 補 助 金	67,500	△ 3,750	63,750

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			869,542	329	869,871
	1 建設改良費		765,366	329	765,695
		2 水道建設改良費	731,275	329	731,604

令和5年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	207,449
減価償却費	458,053
固定資産除却費	18,100
引当金の増減額（△は減少）	△ 2,093
長期前受金戻入額	△ 131,443
受取利息及び受取配当金	△ 6
支払利息	19,968
未収金の増減額（△は増加）	△ 23,573
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 3,283
未払金の増減額（△は減少）	<u>2,452</u>
小計	545,624
利息及び配当金の受取額	6
利息の支払額	<u>△ 19,968</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	525,662
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 849,650
有形固定資産の売却による収入	2
分担金及び負担金による収入	174,390
補助金等による収入	<u>64,427</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 610,831
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 102,176</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,824
資金増加額（又は減少額）	△ 37,345
資金期首残高	<u>1,222,702</u>
資金期末残高	1,185,357

継 続 費 に 関 す る 調 書

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年 度	年割額	左 の 財 源 内 訳			
					企業債	国・県 支出金	損益勘定 留保資金	水道事業 収 益
1 水道事業	1 費用	水道料金改定検討事業	令和 5	千円 6,127	千円	千円	千円	千円 6,127
			6	2,156				2,156
			計	8,283				8,283

令和3年度末 までの支払 義務発生額	令和4年度末 までの支払 義務発生 (見込)額	令和5年度 支払義務 発生予定額	令和5年度末 までの支払 義務発生 予定額	令和6年度 以降の支払 義務発生 予定額	継続費の総額 に対する 進捗率	備考
千円	千円	千円	千円	千円	%	
		6,127	6,127		74.0	
				2,156	26.0	
		6,127	6,127	2,156	100.0	

令和5年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

[単位：千円]

		資 産 の 部	
1	固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	イ 土地		240,387
	ロ 建物	358,856	
	減価償却累計額	△ 192,442	166,414
	ハ 構築物	21,263,857	
	減価償却累計額	△ 10,692,342	10,571,515
	ニ 機械及び装置	2,200,294	
	減価償却累計額	△ 1,512,983	687,311
	ホ 車両運搬具	12,309	
	減価償却累計額	△ 11,357	952
	ヘ 工具器具及び備品	10,294	
	減価償却累計額	△ 9,594	700
	ト 建設仮勘定		72,360
	有形固定資産合計		11,739,639
	(2) 無形固定資産		
	電話加入権		1,392
	無形固定資産合計		1,392
	固定資産合計		11,741,031
2	流動資産		
	(1) 現金預金		1,185,357
	(2) 未収金		265,201
	貸倒引当金	△ 500	264,701
	(3) 貯蔵品		1,718
	流動資産合計		1,451,776
	資産合計		13,192,807

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,537,970	
	企業債合計	1,537,970	1,537,970
	固定負債合計		1,537,970
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	107,099	
	企業債合計	107,099	107,099
	(2) 未払金		293,282
	(3) 引当金		
	賞与引当金	9,564	
	引当金合計	9,564	9,564
	(4) 預り金		1,642
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計	413,587	413,587
5	繰延収益		
	長期前受金		6,513,005
	長期前受金収益化累計額	△ 3,073,143	
	繰延収益合計	3,439,862	3,439,862
	負債合計	5,391,419	5,391,419

資 本 の 部

6	資本金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	5,526,440	
	資本金合計	6,728,633	6,728,633
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計	358,286	358,286
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	714,469	
	利益剰余金合計	714,469	714,469
	剰余金合計	1,072,755	1,072,755
	資本合計	7,801,388	7,801,388
	負債資本合計	13,192,807	13,192,807

令和5年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収入

1款 水道事業収益

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業収益		1,677,813	△ 6,427	1,671,386		
	1	営業収益	1,537,905	△ 105,644	1,432,261		
		1 給水収益	1,447,016	△ 105,644	1,341,372	1 水道料金	△ 105,644
	2	営業外収益	139,906	99,217	239,123		
		2 他会計補助金	580	99,217	99,797	1 他会計補助金	99,217

支出

1款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業費用		1,413,235	△ 1,226	1,412,009		
	1	営業費用	1,376,556	9,304	1,385,860		
		4 業務費	106,825	3,177	110,002	17 委託料	3,177
		5 総係費	55,636	6,127	61,763	17 委託料	6,127
		6 減価償却費	458,053		458,053	38 有形固定資産 減価償却費	

[単位：千円]

説	明
水道料金	
一般会計補助金 水道料金減額協力金	

1-1-4 業務費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
〔水道料金賦課等事業〕 3,177 ・水道料金等取扱業務委託事業 17 委託料 上下水道料金システム改修委託料	〈特定財源〉 そ 3,177千円 一般会計補助金 水道料金を一定期間減額するためのシステム改修
〔企業会計管理事業〕 6,127 ・水道料金改定検討事業 17 委託料 水道料金改定支援委託料	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 水道事業の経営健全化の促進 内容 令和7年度以降の適正な水道料金体系の検討 継続費 令和5年度 6,127千円 令和6年度 2,156千円
〔企業会計管理事業〕 ・減価償却費管理事業	(財源更正) 〈特定財源〉 そ 96,040千円 一般会計補助金

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
	2	営業外費用	35,378	△ 10,530	24,848		
		2 消費税及び 地方消費税	15,409	△ 10,530	4,879	58 消費税及び 地方消費税	△ 10,530

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

1 款 資本的収入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		資本的収入	325,395	△ 3,750	321,645		
	5	補助金	67,836	△ 3,750	64,086		
		1 県補助金	67,500	△ 3,750	63,750	1 県 補 助 金	△ 3,750

支 出

1 款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		資本的支出	869,542	329	869,871		
	1	建設改良費	765,366	329	765,695		
		2 水道建設改良費	731,275	329	731,604	24 工 事 請 負 費	329

説 明	
事 業	備 考
〔企業会計管理事業〕 ・消費税等申告事業 58 消費税及び地方消費税	△ 10,530

説 明	
生活基盤施設耐震化等補助金	

説 明	
事 業	備 考
〔施設維持管理事業〕 ・次世代自動車導入事業 24 工事請負費 下般若配水場電気自動車充電設備設置工事費	329 ★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 目的 次世代自動車の普及促進 内容 電気自動車充電設備の設置
〔基幹管路更新事業〕 ・基幹管路更新工事業 24 工事請負費 基幹管路更新工事費	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ （財源更正） 〈特定財源〉 県 △3,750千円 補正後255,000,000円×1/4－補正前270,000,000円×1/4

令和5年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度江南市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度江南市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,175,728 千円	△ 5,780 千円	1,169,948 千円
第1項 営 業 収 益	507,980 千円	1,500 千円	509,480 千円
第2項 営 業 外 収 益	667,523 千円	△ 7,280 千円	660,243 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,229,129 千円	0 千円	1,229,129 千円
第1項 営 業 費 用	1,095,565 千円	0 千円	1,095,565 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額255,330千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額251,682千円」に、「当年度分損益勘定留保資金210,959千円」を「当年度分損益勘定留保資金207,311千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,906,040 千円	△ 72,400 千円	1,833,640 千円
第1項 企 業 債	1,223,400 千円	△ 19,800 千円	1,203,600 千円
第3項 負 担 金	28,373 千円	△ 50 千円	28,323 千円
第5項 補 助 金	456,050 千円	△ 52,550 千円	403,500 千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,161,370 千円	△ 76,048 千円	2,085,322 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,479,248 千円	△ 76,048 千円	1,403,200 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

[単位：千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業(汚水)	542,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入れの日から据置期間を含めて40年以内償還。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	495,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
公共下水道事業(雨水)	337,900				365,700			
計	1,223,400				1,203,600			

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「112,324千円」を「109,876千円」に改める。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業収益			1,175,728	△ 5,780	1,169,948
	1 営業収益		507,980	1,500	509,480
		2 他会計負担金	61,542	1,500	63,042
	2 営業外収益		667,523	△ 7,280	660,243
		2 他会計補助金	112,324	△ 2,448	109,876
		3 補助金	34,700	△ 2,700	32,000
		5 消費税及び地方消費税還付金	72,809	△ 2,132	70,677

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費用			1,229,129		1,229,129
	1 営業費用		1,095,565		1,095,565
		2 雨水施設費	82,805		82,805
		5 排水設備費	15,577		15,577
		6 減価償却費	579,291		579,291

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			1,906,040	△ 72,400	1,833,640
	1 企 業 債		1,223,400	△ 19,800	1,203,600
		1 企 業 債	1,223,400	△ 19,800	1,203,600
	3 負 担 金		28,373	△ 50	28,323
		1 他 会 計 負 担 金	22,665	△ 50	22,615
	5 補 助 金		456,050	△ 52,550	403,500
1 国 庫 補 助 金		456,050	△ 52,550	403,500	

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			2,161,370	△ 76,048	2,085,322
	1 建 設 改 良 費		1,479,248	△ 76,048	1,403,200
		1 汚 水 管 き ょ 整 備 費	829,060	△ 76,048	753,012
		2 雨 水 施 設 整 備 費	608,588		608,588

令和5年度江南市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

[単位：千円]

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益（△は純損失）	△ 134,134
	減価償却費	579,291
	引当金の増減額（△は減少）	63
	長期前受金戻入額	△ 228,049
	支払利息	132,030
	未収金の増減額（△は増加）	△ 60,488
	未払金の増減額（△は減少）	<u>5,484</u>
	小計	294,197
	利息及び企業債取扱諸費の支払額	<u>△ 132,030</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	162,167
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 435,198
	無形固定資産の取得による支出	△ 33,806
	補助金等による収入	<u>399,219</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 69,785
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,203,600
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 681,122
	他会計からの出資による収入	<u>197,128</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	719,606
	資金増加額（又は減少額）	811,988
	資金期首残高	<u>301,600</u>
	資金期末残高	1,113,588

令和5年度江南市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

[単位：千円]

	資 産 の 部		
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 構築物	19,439,469		
減価償却累計額	<u>△ 1,967,214</u>	17,472,255	
ロ 機械及び装置	234,854		
減価償却累計額	<u>△ 44,349</u>	190,505	
ハ 車両運搬具	1,036		
減価償却累計額	<u>△ 952</u>	84	
ニ 工具器具及び備品	311		
減価償却累計額	<u>△ 283</u>	28	
ホ 建設仮勘定		<u>1,804,324</u>	
有形固定資産合計			19,467,196
(2) 無形固定資産			
施設利用権		<u>1,704,708</u>	
無形固定資産合計			1,704,708
(3) 投資その他資産			
イ 出資金		<u>563</u>	
投資その他資産合計			<u>563</u>
固定資産合計			21,172,467
2 流動資産			
(1) 現金預金			1,113,588
(2) 未収金		151,787	
貸倒引当金		<u>△ 400</u>	151,387
流動資産合計			<u>1,264,975</u>
資産合計			<u>22,437,442</u>

負 債 の 部			
3	固 定 負 債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	10,650,318	
	企業債合計		<u>10,650,318</u>
	固定負債合計		10,650,318
4	流 動 負 債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	697,343	
	企業債合計		697,343
	(2) 未払金		1,136,191
	(3) 引当金		
	賞与引当金	7,138	
	引当金合計		7,138
	(4) その他流動負債		414
	流動負債合計		<u>1,841,086</u>
5	繰 延 収 益		
	長期前受金		8,351,458
	長期前受金収益化累計額	△ 913,806	
	繰延収益合計		<u>7,437,652</u>
	負債合計		<u><u>19,929,056</u></u>
資 本 の 部			
6	資 本 金		
	イ 固有資本金	2,156,456	
	ロ 繰入資本金	592,224	
	資本金合計		2,748,680
7	剰 余 金		
	(1) 利益剰余金 (△は欠損金)		
	当年度未処分利益剰余金	△ 240,294	
	利益剰余金合計		<u>△ 240,294</u>
	剰余金合計		<u>△ 240,294</u>
	資本合計		<u>2,508,386</u>
	負債資本合計		<u><u>22,437,442</u></u>

令和5年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書
 収益的収入及び支出
 収入

1款 下水道事業収益

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	下水道事業収益		1,175,728	△ 5,780	1,169,948		
	1	営業収益	507,980	1,500	509,480		
		2 他会計負担金	61,542	1,500	63,042	1 他会計負担金	1,500
	2	営業外収益	667,523	△ 7,280	660,243		
		2 他会計補助金	112,324	△ 2,448	109,876	1 他会計補助金	△ 2,448
		3 補助金	34,700	△ 2,700	32,000	1 国庫補助金	△ 2,700
		5 消費税及び 地方消費税 還付金	72,809	△ 2,132	70,677	1 消費税及び 地方消費税 還 付 金	△ 2,132

[単位:千円]

説	明
雨水処理負担金	
一般会計補助金	
社会資本整備総合交付金(下水道事業)	
雨水施設費交付金	△ 1,500
排水設備費交付金	△ 1,200
消費税及び地方消費税還付金	

支 出

1款 下水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	下水道事業費用		1,229,129		1,229,129		
	1	営業費用	1,095,565		1,095,565		
		2	雨水施設費	82,805	82,805		
		5	排水設備費	15,577	15,577		
		6	減価償却費	579,291	579,291		

説 明	
事 業	備 考
	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト）★★★★★ 以下、政策的事業（戦略プロジェクト）
〔雨水流出抑制事業〕 ・ 雨水流出抑制施設設置等補助事業	（財源更正） 〈特定財源〉 国 △700千円 補正後2,100,000円×1/3－補正前4,200,000円×1/3 そ 700千円 雨水処理負担金 補正後5,105,000円－補正前4,405,000円
〔下水道台帳(雨水)整備事業〕 ・ 内水浸水想定区域図整備事業	（財源更正） 〈特定財源〉 国 △800千円 補正後60,000,000円×1/2－補正前61,600,000円×1/2 そ 800千円 雨水処理負担金 補正後47,000,000円－補正前46,200,000円
〔排水設備関連事業〕	（財源更正） 〈特定財源〉 国 △1,200千円 補正後3,900,000円×1/3－補正前7,500,000円×1/3
〔下水道経営事業〕 ・ 企業会計経理事務	（財源更正） 〈特定財源〉 そ △2,448千円 一般会計補助金 補正後109,876,000円－補正前112,324,000円

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

1款 資本的収入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的収入		1,906,040	△ 72,400	1,833,640		
	1	企業債	1,223,400	△ 19,800	1,203,600		
		1 企業債	1,223,400	△ 19,800	1,203,600	1 建設改良費の 為の企業債	△ 19,800
	3	負担金	28,373	△ 50	28,323		
		1 他会計負担金	22,665	△ 50	22,615	1 他 会 計 負 担 金	△ 50
	5	補助金	456,050	△ 52,550	403,500		
		1 国庫補助金	456,050	△ 52,550	403,500	1 汚水管きよ 整備費交付金	△ 24,100
						2 雨水管きよ 整備費交付金	△ 27,750
						3 汚水管きよ 整備費補助金	△ 700

[単位:千円]

説	明
公共下水道事業債(汚水)	△ 47,600
公共下水道事業債(雨水)	27,800
一般会計負担金(雨水)	
社会資本整備総合交付金(下水道事業)	
社会資本整備総合交付金(下水道事業)	
都市構造再編集中支援事業費補助金(下水道事業)	

支 出

1款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的支出		2,161,370	△ 76,048	2,085,322		
	1	建設改良費	1,479,248	△ 76,048	1,403,200		
		1 汚水管きよ整備費	829,060	△ 76,048	753,012	24 工事請負費	△ 76,048
		2 雨水施設整備費	608,588		608,588		

説 明	
事 業	備 考
	★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト)★★★★★ 以下、政策的事業(戦略プロジェクト)
<p>〔管きよ布設事業〕 △ 76,048</p> <p>24 工事請負費 舗装復旧工事費(社会資本整備総合 交付金事業)</p>	<p>〈特定財源〉</p> <p>国 △24,100千円 補正後292,600,000円×1/2－補正前340,800,000円×1/2</p> <p>国 △700千円 補正後3,600,000円×1/2－補正前5,000,000円×1/2</p> <p>地 △47,600千円 〔社会資本整備総合交付金事業(下水道事業)〕 補正後(292,600,000円－146,300,000円)×90% －補正前(340,800,000円－170,400,000円)×90%</p> <p>〔都市構造再編集集中支援事業(下水道事業)〕 補正後(3,600,000円－1,800,000円)×90% －補正前(5,000,000円－2,500,000円)×90%</p> <p>〔単市事業〕 補正後(586,145,000円－296,200,000円)×95% －補正前(662,193,000円－345,800,000円)×95%</p> <p>補正後589,232,000円－補正前665,280,000円</p>
<p>〔雨水貯留施設整備事業〕</p>	<p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 △27,750千円 補正後484,200,000円×1/2－補正前539,700,000円×1/2</p> <p>地 27,800千円 〔社会資本整備総合交付金事業(下水道事業)〕 補正後(599,691,000円－242,100,000円)×100% －補正前(599,691,000円－269,850,000円)×100%</p> <p>そ △50千円 補正後788,000円－補正前838,000円</p>

令和5年報告第3号

令和4年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、
別紙のとおり報告する。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	情報システム管理運営事業	12,972,000	12,971,750			12,971,750
4 衛生費	1 保健衛生費	健康推進事業	638,000	638,000	そ 525,000		113,000
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	544,400,000	312,344,361		国 2,480,000	309,864,361
8 土木費	4 都市計画費	布袋駅付近鉄道高架化整備事業	29,270,000	29,270,000		国 9,600,000 地 13,500,000	6,170,000
9 消防費	1 消防費	消防車両更新等事業	5,514,000	5,513,800			5,513,800
合 計			592,794,000	360,737,911	525,000	25,580,000	334,632,911

(参考)
令和4年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書明細表

(単位：円)

款	項	事業名	歳出予算額		契約額等	当該年度 執行額	繰越明許費 予算額	翌年度繰越額	
2	総務費	1 総務管理費	情報システム管理運営事業	委託料	30,130,000	29,326,396	16,354,646	12,972,000	12,971,750
				計	30,130,000	29,326,396	16,354,646	12,972,000	12,971,750
4	衛生費	1 保健衛生費	健康推進事業	備品購入費	646,000	638,000	0	638,000	638,000
				計	646,000	638,000	0	638,000	638,000
			新型コロナウイルスワクチン接種事業	報酬	3,622,000	2,151,732	2,151,732	1,745,489	0
				職員手当等	230,000	212,067	212,067	17,933	0
				共済費	427,000	355,331	355,331	133,654	0
				報償費	15,293,000	15,292,670	15,292,670	25,330	0
				旅費	55,000	9,800	9,800	45,600	0
				需用費	20,283,000	15,912,661	15,912,661	4,946,379	0
				役務費	28,077,000	13,275,773	13,195,773	15,590,639	80,000
				委託料	863,879,000	645,374,562	642,974,562	211,762,446	2,400,000
				使用料及び賃借料	6,724,000	6,473,315	6,473,315	267,530	0
			償還金、利子及び割引料	312,724,000	312,723,361	2,859,000	309,865,000	309,864,361	
			計	1,251,314,000	1,011,781,272	699,436,911	544,400,000	312,344,361	
8	土木費	4 都市計画費	布袋駅付近鉄道高架化整備事業	工事請負費	46,780,000	46,780,000	17,510,000	29,270,000	29,270,000
				計	46,780,000	46,780,000	17,510,000	29,270,000	29,270,000
9	消防費	1 消防費	消防車両更新等事業	役務費	166,000	133,415	54,415	79,000	79,000
				備品購入費	5,410,000	5,409,800	0	5,410,000	5,409,800
				公課費	74,000	32,500	7,500	25,000	25,000
				計	5,650,000	5,575,715	61,915	5,514,000	5,513,800
合 計				1,334,520,000	1,094,101,383	733,363,472	592,794,000	360,737,911	

令和5年報告第4号

令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計
繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、
別紙のとおり報告する。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
2 土地区画 整理事業費	1 土地区画 整理事業費	計画策定事業	17,655,000	17,655,000	そ 17,655,000		
合 計			17,655,000	17,655,000	17,655,000		

(参考)

令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書明細表

(単位：円)

款	項	事業名	歳出予算額		契約額等	当該年度 執行額	繰越明許費 予算額	翌年度繰越額
2 土地区画 整理事業費	1 土地区画 整理事業費	計画策定事業	委託料	17,655,000	17,655,000	0	17,655,000	17,655,000
			計	17,655,000	17,655,000	0	17,655,000	17,655,000
合 計				17,655,000	17,655,000	0	17,655,000	17,655,000

令和5年報告第5号

令和4年度江南市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度江南市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	配水場等施設更新維持管理事業（下般若、後飛保配水場及び取水井遠方監視装置更新工事監理委託料）	円 5,588,000	円 0	円 5,588,000	円 5,588,000	円 0	円 0	年度内に工事を完了することができなかったため。
		配水場等施設更新維持工事事業（下般若、後飛保配水場及び取水井遠方監視装置更新工事費）	円 192,346,000	円 0	円 192,346,000	円 192,346,000	円 0	円 0	年度内に工事を完了することができなかったため。
		配水場等施設更新維持工事事業（下般若配水場配水ポンプ増設工事費）	円 116,017,000	円 0	円 116,017,000	円 116,017,000	円 0	円 0	年度内に工事を完了することができなかったため。
合計			円 313,951,000	円 0	円 313,951,000	円 313,951,000	円 0	円 0	

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

令和5年報告第6号

令和5年度江南市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和5年6月8日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年度江南市土地開発公社予算書

令和5年度江南市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和5年度江南市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	351 千円
第1項 公有地取得事業収益	1 千円
第2項 附帯等事業収益	350 千円
第2款 事業外収益	21 千円
第1項 受取利息	1 千円
第2項 有価証券利息	20 千円

支 出

第1款 事業原価	1 千円
第1項 公有地取得事業原価	1 千円
第2款 販売費及び一般管理費	106 千円
第1項 販売費及び一般管理費	106 千円

令和5年度江南市土地開発公社予算実施計画書

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額
1. 事業収益			351
	1. 公有地取得 事業収益		1
		1. 公有用地売却収益	1
	2. 附帯等事業収益		350
1. 保有土地賃貸等収益		350	
2. 事業外収益			21
	1. 受取利息		1
		1. 受取利息	1
	2. 有価証券利息		20
1. 有価証券利息		20	

支 出

款	項	目	予 定 額
1. 事業原価			1
	1. 公有地取得 事業原価		1
		1. 公有用地売却原価	1
2. 販売費及び 一般管理費			106
	1. 販売費及び 一般管理費		106
		1. 経費	106

令和4年度江南市土地開発公社予定損益計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	351,482	
(2) 附帯等事業収益	<u>215</u>	<u>351,697</u>
2. 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価 (事業総利益)	<u>351,482</u>	<u>351,482</u> 215
3. 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費 (事業利益)	<u>83</u>	<u>83</u> 132
4. 事業外収益		
(1) 受取利息	1	
(2) 有価証券利息	<u>20</u>	<u>21</u>
当期純利益		<u><u>153</u></u>

令和4年度江南市土地開発公社予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位：千円)

(資産の部)		
1. 流動資産		
(1) 現金預金	1,095	
(2) 公有用地	375,391	
(3) 代替地	<u>85,985</u>	
流動資産合計		<u>462,471</u>
2. 固定資産		
(1) 投資有価証券	<u>10,000</u>	
固定資産合計		<u>10,000</u>
資産合計		<u><u>472,471</u></u>
(負債の部)		
1. 流動負債		
(1) 短期借入金	<u>0</u>	
流動負債合計		<u>0</u>
2. 固定負債		
(1) 長期借入金	<u>460,296</u>	
固定負債合計		<u>460,296</u>
負債合計		<u><u>460,296</u></u>
(資本の部)		
1. 資本金		
(1) 基本財産	<u>10,000</u>	
資本金合計		<u>10,000</u>
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	2,022	
(2) 当期純利益	<u>153</u>	
準備金合計		<u>2,175</u>
資本合計		<u>12,175</u>
負債・資本合計		<u><u>472,471</u></u>

令和5年度江南市土地開発公社予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

(資産の部)		
1. 流動資産		
(1) 現金預金	1,361	
(2) 公有用地	375,391	
(3) 代替地	85,985	
流動資産合計		<u>462,737</u>
2. 固定資産		
(1) 投資有価証券	10,000	
固定資産合計		<u>10,000</u>
資産合計		<u><u>472,737</u></u>
(負債の部)		
1. 流動負債		
(1) 短期借入金	0	
流動負債合計		<u>0</u>
2. 固定負債		
(1) 長期借入金	460,296	
固定負債合計		<u>460,296</u>
負債合計		<u><u>460,296</u></u>
(資本の部)		
1. 資本金		
(1) 基本財産	10,000	
資本金合計		<u>10,000</u>
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	2,175	
(2) 当期純利益	266	
準備金合計		<u>2,441</u>
資本合計		<u><u>12,441</u></u>
負債・資本合計		<u><u>472,737</u></u>

令和5年度江南市土地開発公社予定公有用地等取得原価計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

直接費

(1) 支払利息	0千円
計	0千円
当年度公有地取得原価	0千円
前年度末未処分用地	461,376千円
当年度用地売却原価	0千円
当年度末未処分用地	461,376千円

令和5年度江南市土地開発公社予算細目説明書

収益的収入及び支出

収 入

第1款 事業収益

第1項 公有地取得事業収益

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 公有用地 売却収益	1	0	1	1. 公有用地 売却収益	1	

第2項 附帯等事業収益

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 保有土地賃貸 等収益	350	131	219	1. 土地貸付 収益	350	電柱 1,500円×1本 砕石・砂利プラント及び陸砂 利原石堆積場 99,189円 (515㎡) 30,493円 (235㎡) 物流倉庫 218,884円(155.26㎡)

第2款 事業外収益

第1項 受取利息

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 受取利息	1	1	0	1. 受取利息	1	普通預金利子

第2項 有価証券利息

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 有価証券利息	20	20	0	1. 有価証券	20	岡山県平成28年度第2回公募公 債利息 (R9.3.31満期)

支 出

第1款 事業原価

第1項 公有地取得事業原価

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 公有用地 売却原価	1	0	1	1. 公有用地 売却原価	1	

第2款 販売費及び一般管理費

第1項 販売費及び一般管理費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 経費	106	105	1	1. 報酬	18	監事報酬 5,700円×3回
				8. 旅費	6	普通旅費
				10. 需用費	10	消耗品費 5 印刷製本費 5
				12. 役務費	1	残高証明発行手数料 1
				26. 公租公課	71	法人県民税均等割 21 法人市民税均等割 50

令和5年度江南市土地開発公社資金計画書

(単位：千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 減
受入資金	352,660	1,467	△ 351,193
公有地取得事業収益	351,482	1	△ 351,481
附帯等事業収益	215	350	135
事業外収益	21	21	0
借入金	0	0	0
前年度繰越金	942	1,095	153
支払資金	351,565	106	△ 351,459
販売費及び一般管理費	83	106	23
公有地取得事業費	0	0	0
借入金償還金	351,482	0	△ 351,482
差 引	1,095	1,361	266